

令和6年第1回定例会議案審査特別委員会会議録

令和6年3月12日 午後1時22分 開 議

出席委員

委員長	櫻井繁行
副委員長	矢口龍人
委員	佐藤文雄
委員	岡崎勉
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	小倉博生
委員	久松公生
委員	櫻井健一
委員	鈴木貞行
委員	服部栄一
委員	石澤正広
委員	鈴木更司
委員	塚本直樹
委員	井出有史

欠席委員

なし

出席説明者

保健福祉部長	幕内浩之
産業経済部長	松延孝之
産業経済部理事	高井淳
農業委員会事務局長	齊藤健
社会福祉課長	山口浩史
介護長寿課長	川原場宗徳
子育て支援課長	関克明
健康増進課長	田中英昭
地域未来投資推進課長	石毛一朗
農林水産課長	元木義和
観光課長	斎藤隆男

出席書記名

議 会 事 務 局	折 本 尚 充
議 会 事 務 局	川原場 智
生 涯 学 習 課	久保庭 拓
都 市 整 備 課	千ヶ崎 奨

議 事 日 程

令和6年3月12日（火曜日）午後1時22分 開 議

1. 議案等の審査

- (1) 議案第11号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第14号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第15号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第16号 かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第17号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について
- (6) 議案第18号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）
- (7) 議案第21号 令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- (8) 議案第22号 令和6年度かすみがうら市一般会計予算
- (9) 議案第23号 令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- (10) 議案第25号 令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- (11) 議案第31号 かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

開 会 午後1時22分

○櫻井繁行委員長

皆さん、お疲れさまです。

皆さんおそろいですので、もし執行部のほうで準備よければ、定刻より早いですが、始めさせていただきますと思います。よろしくお願いします。

それでは、ただいまの出席委員は15名でございます。よって、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

それでは、ただいまから、3月8日に引き続きまして、令和6年第1回定例会議案審査特別委員会を開かせていただきます。

本日の日程は審査予定表のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、順次進めさせていただきます。

まず最初に、議案第11号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業経済部から特に補足説明等ございませんか。

○産業経済部理事（高井 淳君）

それでは、議案第11号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の

特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、高井よりご説明させていただきます。

お手元の議案集は53ページから55ページ、タブレット端末の議案概要書は15、16ページ、こちらにつきましては、前回の議会全員協議会でご説明したとおりでございまして、補足の説明等はございません。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、地域未来投資推進課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

令和5年度でこれが終わるので、令和11年3月31日まで延長するというのがポイントだと思うんですが、新規雇用従業員の制限を廃止というのはどういうことなんでしょうか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

先般、昨年度の企業立地の中でも、雇用が確保できなかったため、助成の要件が満たされず、整備したのに助成できなかった。雇用につながらないということで、減額補正予算のほうで対応させていただいた経緯がございました。雇用については確かに大事なものと認識していますが、企業立地というところでは、昨年度は3件ございましたが、今年度はなかったというような状況を鑑みまして、今回、この条例改正に基づいて、もっと企業のほうが使いやすいような制度にしてはどうかということ、その一番懸念となるような雇用の部分を除外しまして、新たに雇用した場合には、そちらに対して補助金、限度額1億円までということで対応させていただければ、ということで、今回ご提案させていただくものでございます。よろしくお願いします。

○佐藤文雄委員

昨年度が3件というのは、3社という意味ですか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

お見込みのとおりです。

○佐藤文雄委員

3社のうち何人だったんですか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

3社で、助成としては9名雇用がございました。

○佐藤文雄委員

今回、令和5年度は出なかったというのは、何か理由があるかどうかは分かりませんか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

立地がされなかった理由というところだと、先般、市長のほうで説明したとおり、市内工業団地において、なかなかその用地があるから企業の方どうですか、というような、そういったPRができなかったというのも原因です。あとはまだまだ市街地の中には、遊休地ということで空いている用地もあるのですが、その辺がなかなか発掘できなかったところが原因かなと考えております。

また、制度として4件申請があった中でも、やはり雇用が確保できないということで、最終的に助成につながらなかったというところがありました。時代としては、定年延長も迎えて、60歳から65歳の方の雇用がそのまま継続されているというところもあるため、新たな常勤の雇用に向かっていく、併せて雇用していくというような、やはり非常にリスクがあるのではないかなと考えるところでございます。

○佐藤文雄委員

4件あったというのは4社ですか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

企業立地の助成を求めて申請があったのは4社ということになります。

○佐藤文雄委員

そこに新しい従業員を、もし立地した場合は本市内の従業員を雇うという中身が全くなかったということで、結果的には申請を断らざるを得なかったということなんですか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

はい、お見込みのとおりでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第18号のうち、産業経済部の地域未来投資推進課所管に関わる部分を議題といたします。

産業経済部から特に補足説明等ございませんか。

○産業経済部理事（高井 淳君）

それでは、議案第18号 一般会計補正予算（第12号）のうち、地域未来投資推進課所管分について、石毛課長よりご説明させていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、続いて説明を求めます。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

それでは、議案第18号 一般会計補正予算（第12号）のうち、地域未来投資推進課所管分についてご説明いたします。

お手元の議案集は86ページ、タブレット端末の議案概要書は37ページに基づき説明いたします。

議案集は86ページ中段でございます。

7款1項2目商工振興費、01商工振興事業、商工振興に要する経費のうち740万円を減額するものでございます。内訳につきましては、地域力創造プロジェクト運營業務委託100万円及び地域活性化起業人負担金280万円、また令和5年第2回定例会において補正予算として計上いたしました一般貨物自動車運送事業原油価格高騰対策交付金360万円をそれぞれ減額するものでございます。

減額の主な理由といたしましては、地域力創造推進プロジェクト運營業務委託及び地域活性化起業人負担金は、当初4月契約を予定してございましたが、事業者選定に時間を要したため、契約が7月になったことにより、その契約差金として合計380万円を減額するものです。また、一般貨物自動車運送事業原油価格高騰対策強化交付金では、予定していた事業者からの申請が提出期限までになかったため、360万円を減額するものです。

次に、企業立地促進事業、企業立地促進に要する経費のうち82万8000円を減額するものです。当初予算として継続案件3件を計上いたしました。

減額の理由といたしましては、実績額の確定により、その差額分を減額するものです。

説明は以上です。ご審査のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、地域未来投資推進課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

一般貨物自動車運送事業原油価格高騰対策交付金が、申請がなかったとおっしゃいましたが、これは当初何社を予定して、結果的に0だったことなんでしょうか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

お答えいたします。

当初、補正予算に計上した見込みの数は72社ございました。そのうち、こちら申請期限が令和5年12月31日までといたしましたところ、申請件数62件ということで、想定されていた72件から10件ほどマイナスというような状況でございます。実際、補正予算としては2360万円計上してございましたが、その中で2000万円分の支出がございました。

○佐藤文雄委員

これは360万円という、10件だというと、1社当たり36万円ということですよ。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

申し訳ございません。説明が足りませんでした。

今回、この対策交付金につきましては、車両台数によりまして30万円から100万円ということで交付金を設定いたしました。まず、50台以下については交付金額30万円、51台以上100台以下が50万円、101台以上が100万円ということになってございます。

委員ご指摘のとおり、たまたまではございますが、申請がなかったところが、30万円の会社が12社あったということになっています。よろしくお願いいたします。

○佐藤文雄委員

じゃ、今の数字を後でガルーンで入れておいてくれますか。お願いします。

○櫻井繁行委員長

それでは、課長、今、追加で説明いただいた部分については、補助金の台数でいろいろ違うところもあるでしょうから、答弁では結構です。補足資料で、ガルーンでお願いいたします。

そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結をいたします。

次に、議案第22号のうち、産業経済部の地域未来投資推進課所管に関わる部分を議題といたします。
産業経済部から特に補足説明等ございませんか。

○産業経済部理事（高井 淳君）

それでは、議案第22号 令和6年度一般会計予算のうち、地域未来投資推進課所管分について、石毛課長よりご説明させていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

それでは、議案第22号 令和6年度一般会計予算の地域未来投資推進課所管分についてご説明いたします。

それでは、歳入につきまして、お手元の予算書25ページをご覧ください。

上段でございます。21款3項1目貸付金元利収入は、金融機関への貸付金として800万円を計上しているものでございます。信用保証協会からの割り振り額が減ったため、対前年度比200万円を減額してございます。

続いて、歳出でございます。

予算書は77ページから78ページになります。よろしいですか。

環境保全対策費です。

4款1項7目、0106、下段のエネルギー対策に要する経費は、令和5年度地域未来投資推進課の新エネルギー担当により検討を重ねた結果、（仮称）かすみがうら市地域循環型社会づくり基本計画策定委員会を立ち上げ、その委員の謝礼、職員旅費及び需用費を計上してございます。また、令和5年度当課で所管していた省エネルギー診断事業費補助やエネルギー診断プロフェッショナル人材創出補助は、脱炭素社会の実現に向け業務を一元化するため、令和6年度より環境保全課に所管を変更した上で、脱炭素施策、市内事業者の省エネ化を支援する事業に引き続き取り組んでまいります。

続きまして、事業概要説明書の40ページをご覧ください。

労働諸事業です。予算書は80ページになります。

労働促進に要する経費では、令和5年度に引き続き、高齢者や障害者等の多様な人材活用に取り組む事業者に対し奨励金を交付し、支援を行ってまいります。予算については、令和5年度に相談及び申請がなかったため、実績により前年度比30万円減の2人分の30万円を計上してございます。

次に、事業概要説明書の41ページをご覧ください。予算書は86から88ページになります。

商工振興事業です。

1点目の商工振興に要する経費では、例年実施しております自治金融制度による信用保証料の補助や、住宅リフォーム資金補助による市内産業の振興、さらに地域事業といたしまして、令和5年度の地域力創造推進プロジェクト運營業務委託を再構築した企業型地域おこし協力隊活動実施業務委託及び地域商工振興推進プロジェクト運營業務委託を計上してございます。

初めに、企業型地域おこし協力隊活動実施業務委託は、本市の地域課題解決を図るため、自ら活動し、各種実施事業において成果の創出を目指すことに寄与することを目的といたしまして、令和5年度に登用した地域おこし協力隊のうち、市内起業を目的とした3名の報酬及び活動経費を計上しております。

次に、地域振興推進プロジェクト運營業務委託は、地域に根差した取組を実施する民間事業者に、事業の企画提案から運營業務までを包括的に委託することによりまして、民間力を生かした成果の創出を目的として、実施いたします。

また、社員登用型の地域おこし協力隊2名の給与、活動経費及び募集採用経費を計上しております。社員登用型の地域おこし協力隊2名のうち1名は、令和5年度に登用した地域おこし協力隊でございます。もう1名は新規登用を予定しております。

以上、令和6年度は2つのプロジェクトにより5名の地域おこし協力隊の登用を予定しております。なお、地域おこし協力隊の給与については、制度改正に伴い、1人当たり対前年度年額40万円増、こちら280万円が320万円となっております。なお、商工振興に要する経費の予算額が前年度比2456万9000円の減となっておりますが、主な減額の理由といたしまして、地域力創造プロジェクトの見直しに伴う地域力創造アドバイザー、地域活性化起業人の報酬及び経費の皆減による減額となっております。

続きまして、事業概要書に戻りまして、2点目の農業支援に要する経費では、市内において新たに創業する者や業務転換、新分野に進出する者に対して、創業に必要な経費の補助を予定しております。なお、創業支援に要する経費の予算額が前年度比753万5000円の減となっておりますが、主な減額の理由につきましては、起業家教育支援業務委託の皆減と実績による補助金の減少による減額となっております。

次に、3点目のふるさと応援に要する経費では、ふるさと納税サイトさとふる、楽天ふるさと納税、ふるナビ、ANAのふるさと納税、ふるさとズ、JRE、ふるさとチョイスの7つのポータルサイトの活用によりまして広く寄附を募り、財源として確保するとともに、市内産品の魅力をPRしてまいります。また、ふるさと納税サイトの増設については、ふるさと納税額を増額する上で有効な手段と考えておりますので、提供できる商品の確保と併せ、適宜検討してまいりたいと考えてございます。

事業概要説明書は、次の42ページをお願いいたします。

企業立地促進事業です。予算書は88ページになります。

企業立地促進に要する経費では、引き続き固定資産税の免除、設備投資、敷地整備等の助成金により支援をしております。

次に、産業用地選定業務委託を予定しております。3月6日の施政方針に対する質問の市長答弁にもございましたが、この調査は、千代田パーキングエリア周辺の適地選定調査となります。適地選定調査は、都市計画や土地利用計画、都市開発計画などの様々な計画やプロジェクトにおいて重要な基礎となる調査でございます。調査内容は、産業の用途における最適な土地条件や利用可能性、法的制約などを評価し、適地を特定するための調査を行うものです。具体的には、土地の地形や地質、水資源や水利条件、交通アクセス性、水害や地震などの自然災害リスク、法定制約や規制事項などを評価し、適地を選定するための基礎調査、基礎データを収集し、選定の意思決定や計画立案に活用することを目的に行う調査となります。ほぼ工業団地内の用地が完売し、産業用地が不足していることから、市外からの新たな企業立地や市内事業所の事業拡大ニーズに対応するため、高速道路や幹線道路への接続性の高いエリアに受皿を創出したいと考えております。また、災害に備えた経済活動のリスク分散やサプライチェーンの強靱化においても、千代田パーキングエリア周辺は新たな産業用地の候補地として潜在的に可能性があると考えてございます。新規事業として600万円を計上しております。

次に、令和4年度から継続しているワーケーションプロジェクト業務委託事業により、令和6年度は農業、一次産業の課題間口を広げ、ワーケーションを実施したいと考えております。新たな関係人口の増加、新たな雇用の創出や移住定住など、様々な効果が期待できるものと考えてございます。

説明は以上でございます。ご審査のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明が終わりました。

地域未来投資推進課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

自治金融預託事業貸付金元利収入、収入の方で2000万円マイナス。これは何か、そういう実績か何かで計算されて出てくるんですか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

お答えいたします。

ご質問の自治金融制度の預託なんですけれども、予算書25ページですね。こちら、前年度から200万円減ってございまして、こちらの理由については、信用保証協会から毎年通知があり、そちらのほう在今年は800万円になったというようなところになっています。

それで、実際この制度がどういうものかといいますと、全市町村で合計8億円の融資の枠をつくっておきまして、そこに本市の自治金融の保証債務の残高を掛けまして、その構成比に応じて、この要請額が、800万円が示されるというような内容になっております。

そのため、市内の事業所で自治金融保証債務残高というものが減少してきた結果、今回、その保証額として予算計上するものが減ったというようなことと理解してございます。よろしくをお願いいたします。

○佐藤文雄委員

ということは、改善されているから、そういう結果になったということで理解してよろしいんですか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

債務が減ってきたということが改善するのであれば、そのようなことだと思います。よろしく申し上げます。

○佐藤文雄委員

あと、予算書80ページの高齢者等雇用促進奨励金ですけれども、これは2人ということでお話いただきましたが、これは前年度は計上していましたでしょうか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

前年度は、倍の60万円を計上してございました。

○佐藤文雄委員

倍の60万円ということは4人。これが実績は0人。で、結果的に今回は令和6年度は2人にしたということですか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

お見込みのとおりです。

○佐藤文雄委員

高齢者等の雇用促進奨励金、これは使い勝手が悪いんでしょうか。何かやっぱり今、働く場がない。特に高齢者が働かないと、年金が減らされているという状況から考えると、少しでもこういうアクセスしながら雇用を進めていく奨励金として活かしていければな、と思うんですが、何かPRが足りないとか、そういうことがあるんでしょうか。それとも、実績が今年度0人でしょう。その前は、令和4年度はあったんですか。令和4年度は実績があったのかどうか。

やっぱり、そういう実績の経過の中で聞き取りをすとか、そういうことも必要だと思うんですが、何かそこら辺はどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

お答えいたします。

委員おっしゃるとおりPRが足りない点とか、あとは制度としてどうなんだ、というようなところも

当然、使われない理由がございます。今回使われないということより、相談もなかったというような状況です。それが実績ベースで半分ということで査定を受けて、この計上となってございます。なぜ使われない助成金なのかというところで、私どもで調べたところ、厚生労働省のメニューにおいて特定求職者雇用開発助成金というものがございます。これは、同じように高齢の方であるとか障害者、母子家庭の母など、就職が特に困難な方をハローワークや民間の職業紹介事業などの紹介によりまして、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成をするような制度となっております。そちらの制度がどうやら常勤と短時間というものの両方を支援するような形となっており、本市の分は、どちらかというと常勤のみというようなところもございまして、そちらの制度が本市の助成金よりもちょっと助成額が高額になっているため、本市の制度の常勤の雇用でかつ2年間以上というようなところが、制度として厳しいのではないかなというような認識をしております。今年度、その相談や申請状況を踏まえて、次年度また検討をしていきたいと考えております。

委員ご指摘のとおり、令和4年度は2人ほど申請がございましたが、その後ゼロというようになっております。

○櫻井繁行委員長

その後ゼロというのは、具体的に答弁ください。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

すみません。その後、相談もなく申請もないという状況が1年間続いてしまったものですから、次年度以降、今年度の状況を踏まえながら検討をしていければと考えております。

○櫻井繁行委員長

分かりました。課長、改めて本年度、次年度といろいろ抽象的になってしまっているのですが、この高齢者等雇用促進奨励金については、令和4年度どのような状況で、令和5年度がどのような状況、そして令和6年度としては、今答弁いただきましたけれども、予算的には2名分ですが、4名分を目指していきたいというところなので、改めて佐藤委員の質問に答えていただいて、令和4年度と令和5年度を明確に実績をお話してください。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

失礼しました。お答えいたします。

令和4年度は2名の助成金の申請がありました。令和5年度は申請も相談件数も0件となっております。

令和6年度については、2年分の予算は確保しましたが、こちらの目標としましては4名を計上しておりますので、その分について委員ご指摘のとおり、予算が30万円で、60万円必要なところ30万円足りないんじゃないかということだと思います。そちらについては、相談などがあれば補正予算として計上したいと考えております。よろしくお願いします。

○佐藤文雄委員

私、4名に増やしてほしいとは言っていないんですが、なぜこれが活かされないのかということの問題を指摘したんですよ。

聞いたら、令和4年度は2名申請があった。申請があったんだけど、それは実施されたんですか。奨励金として支給されたんですか。申請と実績というのは違いますから、そこら辺もはっきりしていただけますか。そうすれば、逆にそういう実績があれば、その方にどういう経過で奨励金を申請して実施できたのかという、非常に今、高齢者の人たちの就職なんていうのはかなりあるんですよ。そういうところがあるので、できれば2人でも3人でも4人でも枠を広げて働いていただくということが必要なのかなと思うので、聞いているんです。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

度々申し訳ございません。

令和4年度は2件の申請がございまして、2件支給してございます。

やはり、こちらの思いとして、国のほうの制度で特定求職者雇用開発助成金というものがございまして、その制度で、フルタイムと短時間ということで両方の給付ができるような制度になっているところ、私たちのこの制度は常勤しかないということで、それが高齢者や就職が困難な方に対して、雇う側の企業として不具合などがあるのであれば、委員ご指摘のとおり、こちらでも企業のヒアリングを通しながら、新たな制度を検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。そのほか。

○佐藤文雄委員

住宅リフォーム助成補助金800万円なんですけど、これは変わっていないんですね。地域の経済おこしには非常に効果的だというふうに前からも言って、300万円が500万円になって、800万円になったんですけども、大体800万円のところで、8月ぐらいでもう使い切っちゃうぐらい早くなっているというふうに、あるいは令和4年度の決算か何かであったような気がするんですけど、これはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

お答えいたします。

こちらの住宅リフォーム補助につきましては、1年間の予算が800万円ということで、委員ご指摘のとおりそのようになっています。4月1日から募集を開始するものと9月1日から募集を開始するものということで2期に分けて、受付させていただいております。

令和5年度につきましては、12月末ぐらいに満額達成してしまいましたので、そのような状況となっております。

○佐藤文雄委員

これは、1期と2期に分けたと。前はそういうふうなやり方とはっていなかったような気がするんですが、1期と2期に分けて、逆の意味では抑えるという形になってしまっているんじゃないでしょうか。それでも12月には全額になるということなので、そういうことからいうと、今いろんな、今回の震災の対応で少しでも、耐用年数じゃないけれども、建て直すまでいかなくても、そういうリフォームを生かした補強をするというようなことも考えられると思うんですよ。そういう点での1期と2期に分けたというのは、何か抑えているような気がするんですけど、いかがですか。

そして、この12月末で終わってしまえば、確かに予算編成は12月ぐらいで予算編成しますよね。そうすると12月末では800万円に達していないから、じゃ来年度も800万円にしようということになっちゃうと思うんだよね。だから、やはりやりたいという、その市民の要求を基礎にしてやったほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。いかがでしょうか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

ありがとうございます。以前、4月に全部募集したというようなことがあったところ、当初に予約的な申請をしていて、途中でやっぱりできなくなってしまったなんていうケースもございまして、そうすると、なるべく幅広い方に利用していただきたい、活用していただきたいというものが、年度末に残額として残ってしまうようなこともございました。そのため、2期制にしたということでございます。

実際、補助、助成の内容としましては、申請があってから交付決定をし、年度末までに完了していた

できれば、そこで決定ということで交付になるんですけれども、申請者の皆さんの中には先に何か予算取りみたいところで、申請だけが進んでしまって、それから工事が進まなかったなんていうのがあったものですから、そちらをなるべくなくし、使いたい方になるべく活用してもらいたいというような形で今の２期制の募集となっておりますので、ご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第16号 かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業経済部から特に補足説明等ございませんか。

○産業経済部長（松延孝之君）

議案第16号につきましては、議案集は64ページ、議案概要書は23ページとなっております。

全員協議会での説明のとおりとなっておりますので、補足説明はございません。審査のほどよろしく願いいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明が終わりました。

農林水産課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

全員協議会の説明では、質問はさせられないんですよ。ちょっと大体忘れちゃうんですよ。

これは、何でこの漁港漁場整備法を漁港及び漁場の整備等に関する法律というふうになったんですか。教えてください。

○農林水産課長（元木義和君）

こちらにつきましては、基本的には上位法の法律名の改正ということで、内容につきましては、漁港漁場整備法改正の考え方というのがありまして、その中では、水産物消費の大幅な減少等の課題に対し、漁港において海や漁村の価値、魅力を生かす海業の推進を図り、併せて水産物の生産や流通の機能を強化していくことで、水産業の発展、漁業地域の活性化を図っていくということで、内容的には漁協に直接消費ができるような交流施設とかレストランとか、そういったことも、この法律の中でできるような形で変わったというようなことになります。

○櫻井繁行委員長

ということでございます。説明をいただきました。

そのほか、なしでよろしいですね。

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第18号のうち、産業経済部の農林水産課及び観光課の所管に関わる部分を議題といたします。

産業経済部から特に補足説明等ございませんか。

○産業経済部長（松延孝之君）

初めに、農林水産課をお願いいたしたいと思います。農林水産課、元木課長から説明申し上げます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○農林水産課長（元木義和君）

それでは、農林水産課所管分について説明させていただきます。

議案集の71ページをお開きください。

議案集71ページ、繰越明許費につきましては、6段目の農林水産業費、1項農業費、土地改良助成に要する経費として336万4000円ですが、かすみがうら土地改良区補助金として国補事業の水利施設管理強化事業補助金として支出した1800万円の事業費の一部、牛渡機場整備工事において、液体抵抗器関係の資材搬入が遅れるとのことから繰越しとなるものです。

次の段、同じく農林水産業費の県単土地改良に要する経費として2032万5000円については、県補助事業として行っている牛渡地区排水路改修工事において、受注生産の大型排水フリュームの資材搬入が遅れることから繰越しをお願いするものです。

繰越明許費については以上です。

続いて、補正の歳入につきましては、議案集の77ページをお願いします。

真ん中辺ですが、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金としてマイナス932万7000円ですが、説明欄の県単土地改良事業補助金78万6000円は、排水路整備の県補助率が37.5%から50%に引き上げられたことなどによる増額となっています。

次の経営所得安定対策等推進事業費補助金、マイナス115万1000円は、米政策推進に係る国からの事務費補助金の減額によるものです。

次の鳥獣被害防止総合対策補助金、マイナス72万円ですが、鳥獣捕獲頭数が減少見込みのため、国分の補助金を減額するものです。

次の鳥獣被害防止促進補助金、マイナス74万2000円ですが、鳥獣捕獲頭数が減少見込みのため、県分の補助金の減額と、鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金が見込みより申請が少なかったため減額するものです。

次の経営発展支援事業補助金、マイナス750万円ですが、新規就農者が融資を受けて農業機械等を取得した場合に補助する予定で予算計上をしていましたが、希望する新規就農者がいなかったため減額するものです。

続いて、16款県支出金、3項県交付金、3目農林水産業費県委託金、農業費県委託金としてマイナス31万4000円ですが、市内農家での豚熱発生により、昨年3月に発生し、殺処分のため豚が一定時期いま

せんでしたので、豚熱ワクチンの接種頭数が激減したため減額するものです。

続いて、16款4項2目1節の農業費交付金、多面的機能支払い事業費としてマイナス1867万6000円ですが、国からの補助金交付が予算の範囲内の交付ということで減額されています。

歳入については以上です。

続いて歳出につきましては、85ページをお願いします。

85ページ下のほうですが、6款農林水産業費、1項3目農業振興費でマイナス1105万8000円ですが、説明欄の0101農業振興に要する経費としてマイナス750万円。歳入で説明したとおり、融資を受けて農業機械等を取得した新規就農者がいなかったため減額したものです。

次に、0103畜産振興に要する経費としてマイナス94万円。豚熱ワクチンの接種頭数が激減したため減額するものです。

次に、0201有害鳥獣対策に要する経費としてマイナス261万8000円。有害鳥獣捕獲頭数と鳥獣被害防止柵設置支援事業が減少見込みのため減額するものです。

続いて、86ページをお開きください。

4目農地利用対策費、マイナス115万1000円ですが、説明欄の0101米政策推進に要する経費としてマイナス115万1000円。米政策推進に係る国からの事務費補助金が減額されたことによるものです。

続いて、5目土地改良費マイナス2673万2000円ですが、説明欄の0101土地改良整備支援に要する経費としてマイナス56万円。こちらは小規模土地改良事業補助金の精算による減額となります。

次に、0104農地維持資源向上対策に要する経費としてマイナス2490万1000円。歳入で説明した多面的機能支払い交付金事業費の補助金が、いずれも予算の範囲内の交付ということで、歳出の交付金も減額するものです。

次に、0105県単土地改良に要する経費としてマイナス127万1000円。排水路整備実施設計業務委託費の実績に基づき、減額となります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

○観光課長（斎藤隆男君）

それでは、議案第18号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）のうち、観光課所管の補正予算について説明させていただきます。

議案概要書は37ページ、議案集は86ページをお願いいたします。

歳出になります。

説明欄の一番下の欄になります。

7款1項4目観光施設費、01観光施設等管理運営事業、0101雪入ふれあいの里公園管理運営に要する経費、補正予算額72万9000円。指定管理者となっており雪入ふれあいの里公園の電気料の不足が生じる見込みであることから、電気料について補正を行うものです。なお、施設の電気料は指定管理料に含まれるため、指定管理委託費により計上するものとなります。

続きまして、その下、0103交流センター管理運営に要する経費、補正予算額73万9000円。先ほどの雪

入ふれあいの里公園管理運営に要する経費と同様に、指定管理となっている交流センターの電気料に不足が生じる見込みであることから、電気料が含まれている指定管理委託費について補正を行うものです。

続いて議案集、次のページ、87ページをお願いいたします。

一番上、0104水族館管理運営に要する経費、補正予算額59万4000円。先ほどと同様に指定管理となっている水族館の電気料に不足が生じる見込みであることから、電気料が含まれている指定管理料委託について補正を行うものです。

続いて、議案集の90ページをお願いいたします。

11款6項2目観光施設災害復旧費、01観光施設災害復旧費、0101観光施設災害復旧に要する経費、補正予算額、マイナス140万円。この費用につきましては、6月の豪雨災害により被害のあった観光施設の復旧に関わるものでして、災害復旧に関わる工事が完了したことから入札差金について減額を行うものです。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、観光課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第22号のうち、産業経済部農林水産課及び観光課の所管に関わる部分を議題といたします。

産業経済部から特に補足説明等ございませんか。

○産業経済部長（松延孝之君）

初めに、観光課の審査のほどをよろしくをお願いいたしたいと思います。

観光課、斎藤課長からの説明といたします。よろしくお願いします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○観光課長（斎藤隆男君）

それでは、議案第22号 令和6年度かすみがうら市一般会計予算のうち、観光課所管の予算について説明をさせていただきます。

初めに、歳入の主なものについて説明をいたします。

予算書の21ページをお願いいたします。

下から3段目になります。

16款2項5目1節商工費補助金、備考欄にございます自然環境整備交付金225万円、前年度比としますとマイナス135万円の減となっております。茨城県が定める茨城県自然環境整備計画に定められた水郷筑波国定公園地域、または首都圏自然歩道において行われる整備事業に対して茨城県自然環境整備事業交付金交付要綱に基づきまして交付されるものでございます。交付率は、事業費の45%となっております。この交付金は、観光施設等管理運営事業、雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費の工事費に充当をしております。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出になります。歳出の主なものについて説明をさせていただきます。

事業概要説明書は43ページをお願いします。予算書は88ページをお願いいたします。

それでは、7款1項3目観光振興費、01観光振興事業、予算書説明欄の一番下になります0102シティ

プロモーションに要する経費、予算額229万5000円、前年度比ですとマイナス263万8000円の減となっております。この事業は、市公式キャラクターかすみがうにゃを活用しましたプロモーション活動を行っております。令和5年度と比較いたしまして減額となった主な要因といたしましては、シティプロモーションツール作成委託、市公式キャラクタープロモーション策定業務委託などの委託業務が完了したことに伴い減額となっているものでございます。

続いて、事業概要説明書は44ページ、予算書は89ページをお願いいたします。

4目観光施設費、01観光施設等管理運営事業、0101雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費、予算額2855万7000円、前年度比率でマイナス313万9000円の減となります。この事業は指定管理者制度を導入しまして、雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園の施設及び環境整備を実施しております。令和5年度と比較しまして減額となる主な要因といたしましては、工事費による減額によるものでして、令和5年度は雪入ネイチャーセンター展示施設の整備工事を行いました。令和6年度については、三ツ石森林公園のもりの小屋におけるウッドデッキの改修工事を行うこととなっております。その工事費の差額分、予算額減額となっているものでございます。

続きまして、2つ下に下がりまして、0103交流センター管理運営に要する経費、予算額4176万5000円、前年度比ですと1415万1000円の増となります。この事業は、交流センター施設の維持管理並びに運営を実施している事業です。交流センターは、ゲストハウス古民家江口屋、歩崎栈橋などの附帯施設を有しており、事業の管理運営を効果的、効率的に行うため、指定管理者制度により運営を行っております。主な経費といたしましては、指定管理者委託となります。令和5年度と比較しまして増加となっている理由といたしましては、指定管理委託（職員派遣分）の皆増並びに、かすみがうら未来づくりカンパニーの出資金となります。

まず、指定管理者委託の増につきましては、第三セクターであるかすみがうら未来づくりカンパニーの今後のインバウンド需要に向けた宿泊事業等の強化並びに運営体制の強化を図るため、特定任期付職員による職員の派遣を行うこととしております。その人件費分が、指定管理委託料の増額となっております。

また出資金でございますが、かすみがうら未来づくりカンパニーにおいて、かすみがうらガストロノミーツーリズムなどの新規の地域活性化事業を展開する上で、市が相応の経営責任を負担していくという観点から、出資比率を見直すものとなります。この増資によりまして、本市の株式保有割合は25%、500万円から70%、1400万円というふうな保有割合となっていく予定でございます。

続きまして、予算書90ページをお願いいたします。

説明欄の下の方になります。0102観光サイクリングに要する経費、予算額803万4000円、前年度比マイナス1209万3000円の減となります。主な経費といたしましては、情報発信に関わるホームページの管理運営費などの委託料となります。減額となる主な理由といたしましては、自転車関連事業の見直しを行いまして、令和5年度等行っていましたJBCF、自転車ロードレースの取りやめやアクティビティコミッション補助金の減額などによりまして、事業費が減となるものでございます。

続いて、予算書91ページをお願いいたします。

一番上の段です。0104インバウンド事業に要する経費、予算額3409万7000円、新規の事業となります。この事業についてですが、現在、県の補助事業を活用しまして、かすみがうら未来づくりカンパニーが、本市のインバウンドの拠点となるような古民家を宿泊施設に改修する事業を進めているところです。これを契機といたしまして、本市においても、インバウンド需要の取り込みを図るべく、インバウンドに関連したプロモーションツールの作成を行い、既存の観光コンテンツをインバウンド向けにブラッシュ

アップを図り、また新たなコンテンツの開発を進めながら、海外に向けてのプロモーションの実施、さらにインバウンドに向けた宿泊施設のブランディングなどに取り組んでまいります。

また、用地取得費につきましては、現在改修を行っている建物、旧水郷園の土地並びに、それに隣接する土地建物の購入に関わる費用を計上しているものとなります。建物の改修において有意な財源の確保が図れましたことから、先行して建物の改修が進んでいるところですが、購入する土地建物は国定公園内で歩崎公園など市の観光施設に隣接しており、歩崎公園をはじめ地域内の観光施設との一体的な利用が見込まれる場所に位置していることから、購入を行うというものでございます。

観光課の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、観光課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

インバウンドに向けたプロモーションということがあったんですけれども、三ツ石森林公園とか雪入地区のほうのプロモーション的な宣伝みたいなのは、どのようになっているのでしょうか。

○観光課長（斎藤隆男君）

インバウンドのプロモーション、完全に歩崎公園だけということではなくて、市の全体の観光施設をプロモートしていこうというところではございます。基本的なプロモーション、今回映像の作成とかいうところを主眼に置いて、外国語表記とかをつけながら、海外にこういったイメージを売り込んでいくというようなことも考えていますので、そういった点では、市の重要な施設、観光施設でもございますので、そういったところも含めた全体的な取組になろうかと考えております。

○櫻井健一委員

歩崎公園もすてきなんですけれども、雪入地区とか三ツ石森林公園のほうの景色なんかもすごくすてきなもので、そこが抜けていないで、そのプロモーションには入っているというような解釈でよろしいんですね。

○観光課長（斎藤隆男君）

櫻井健一委員ご指摘のとおり、雪入地区も本市ではヤマザクラであったりとか、最近ですと雲海とか、そういった景色、景観的なところも取り上げられているところもございますので、そういったところも含めて海外にアピールできればと思っております。

○設楽健夫委員

関連しますけれども、今のインバウンド・プロモーションじゃないですけれども、歩崎公園関係は、県の補助金含めて、補助金が下りてきているということで具体的に組まれていると思いますけれども、雪入地区のほうの、今もありましたけれども、雪入ふれあいの里公園のネイチャーセンターから風の池までの散策路とか、その辺が相当やっぱり老朽化しているということもありますけれども、その辺のハード的な雪入地区の散策路等の整備だとか、そういうものについては、歩崎公園同様に様々なところに補助金申請だとかいうことを含めてやられているのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○観光課長（斎藤隆男君）

令和5年度につきましては、雪入ふれあいの里公園のネイチャーセンターの映像施設とか展示施設とか、県の自然環境整備交付金なんかを入れながら整備を行ったところでございます。

令和6年度につきましても、もりの小屋、三ツ石森林公園の建物に対して、やはり同じように県の自然公園環境整備交付金を活用しながら、建物にちょっと老朽化があるものですから、ウッドデッキがち

よっと古くなったものですから、修繕を入れていくと。

今ご指摘のあった散策路等々については、優位な財源等の確保なんかの情報を勉強させていただきながら、そういった改善に努めさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。そのほか。

○佐藤文雄委員

指定管理者委託のところで、職員派遣分、特定任期付職員1人ということになっていますが、この885万7000円というのは、これがいわゆる賃金というか、報酬というか、賃金なんでしょうか。どういう役割を果たすのか、かなりのお金になると思っていますので、教えてください。

○観光課長（斎藤隆男君）

こちらの職員派遣、今までも正職員がおりまして、そちらの分が600万円程度あったものを一度下げまして、その上でさらに800万円という数字で掲載しているものでございます。立場的にはある程度、運営管理、経営の一端を担っていただくような、現在の未来づくりカンパニー社長と並び、役員として担っていただくような形を想定しております。

ですので、この800万円は全部賃金ということではないんですが、社会保障料、社会保険の保障料等も含めてこういった算出をさせていただいているところでございます。

まだ人選等々については、白紙の状態ではございますが、経営人材になり得るような方を、一度市のほうで特定任期付職員としてノウハウがある方を雇用して、かすみがうら未来づくりカンパニーに派遣すると。やっていただくことの想定としましては、今回、先ほども説明しましたが、今、宿泊事業で古民家江口屋とか、新しく今改修をしている宿泊施設等々もございます。それとテーマ的にもインバウンドということで、かなりいろんな事業が新規に入ってくるものですから、そういったところを担っていただく、庁内では想定をしているところでございます。

○櫻井繁行委員長

これ、課長ちょっと確認ですけれども、今指摘されているところは予算書89ページですよね。0103経費。で、12委託料だと、先ほど800万円という答弁ありましたが、885万7000円と予算書になっています。その整合性だけ確認させていただきたいと思います。

答弁を求めます。

○観光課長（斎藤隆男君）

大変申し訳ございませんでした。

佐藤委員ご指摘のところは、予算書89ページの0103、指定管理が説明欄でありますように、従来の指定管理が2349万8000円、指定管理委託（職員派遣分）としまして885万7000円と。

それで、先ほど説明申し上げた経営を担って、一部そういった宿泊事業等を担っていただく方等々を雇用して派遣しようというところで、社会保険料とかそういった事業主負担分、そういったものを含めて885万7000円と計算をしまして、想定しているところでございます。

○櫻井健一委員

すみません。もう一点ちょっと聞きたいんですけれども、雪入地区ですか、三ツ石森林公園のところの施設で、夜誰もなくなっちゃうと思うんですけれども、そのセキュリティとか防犯に対しての何か対策というのはどのようになっているんでしょうか。

○観光課長（斎藤隆男君）

こちらは、そういった運営費、機械警備とかそういったところで夜間の対応というか、セキュリティ

をやっているところでございます。あとは、ほかに防犯カメラとかございます。

そちらの費用等々については、予算書の中だと、指定管理料の中に電話代とか電気代とか、そういったもろもろの運営費が全て含まれておりますので、指定管理の中で賄われているというふうになっております。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○矢口龍人委員

インバウンド事業に関する中の用地取得費の内訳を教えてください。

○観光課長（斎藤隆男君）

相手方、個人の方でもございますので、個々の情報はなかなか申し上げにくいんですが、総括してちょっとお知らせしたいと思います。

場所につきましては、まず土地につきましては、土地も建物も一緒なんですけど、坂地内ということで歩崎公園に隣接した場所、具体的には今、水郷園、建物の改修をやっている地べたと、その周辺の土地となります。予算計上しております筆数につきましては9筆ございまして、合計面積で1万2798.64平方メートル、面積につきましては1万2798.64平方メートルでございます。地目に関しては、宅地のほか、一部畑とか山林ということがございます。土地につきましては、所有者の方は2件ございまして、一方は共有名義でございまして、事実上は3名の方となります。土地の購入費につきましては、今、予算計上の上ですと1895万1000円。

それと建物につきましては、この敷地内に合計4棟の建物がございました。住宅と店舗兼住宅、あとは物置等々です。そちらの合計面積につきましては428.88平方メートル。所有者はやはり3件なんですけど、こちらは建物だけの所有者の方がおりましたので、事実上4名の方が所有をしております。購入費につきましては97万8500円となっております。この4棟のうち、鑑定評価を行いまして事実上資産価値、評価額がついたのは1棟のみということですので、残りの3棟については0円ということで、事実上無償で譲り受けるというような形になります。

○矢口龍人副委員長

1万3000平方メートルぐらいの面積になるようなんですけども、この近隣地として、例えば古民家江口屋とか、三ツ石森林公園もたしかあれば借地かなと思ったんですけども、その辺のところを実際こういうふうに買うんですという平面図が何かで出してもらいたいんだよね。どこまでが市の所有地で、どこまでが民地なんだかがちょっと分からないので、ご説明いただけますか。

○観光課長（斎藤隆男君）

それでは、今回の購入地付近と近隣の所有地を含めたものを、ちょっとポンチ絵的なものを、すぐに準備しているものではないので、準備させていただいて資料として提出させていただくということでもよろしいでしょうか。

○櫻井繁行委員長

それでは、矢口副委員長の質問に対しては、そのように明確にポンチ絵のようなもので分かるものを提出いただきたいのと、せっかく資料を出していただけるということですので、今、課長からお話があった土地、1万2798.64平方メートルとか、その辺の概算と、個人情報もあるでしょうけれども、出せる範囲の土地、1895万1000円とか、いろんな数字が出てきていましたので、その辺の出せるものを一緒に書面で提出をお願いしたいと思うんですが、大丈夫ですか。

答弁を求めます。

○観光課長（斎藤隆男君）

では、併せてリスト的なものも出させていただければと思います。

○櫻井繁行委員長

お願いいたします。

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

引き続き、0104インバウンド事業のところですけども、このインバウンド・プロモーション委託が2つありました。あと、その1つ下の宿泊施設ブランディング業務委託。これをちょっと説明していただけますか。

○観光課長（斎藤隆男君）

まず、インバウンド・プロモーション委託526万5000円のものでございます。こちらは、いろいろ中身ございまして、まずインバウンド向けに、最近ですとPRはブロガーというんですか、SNSでよく情報発信をされている方等々の現地のブロガーなどを招致する事業とか、それと現地の観光物産博みたいな、旅行博的に旅行のPRをするブースなんか、イベントがあるところに、現地に旅行会社等とか、また職員等が赴きましてPRをしていく、そちらのブースの出展料とか旅行代金等々を組み込んでいるような内容のもの。

それと、あと現地セールスといいまして、現地の旅行会社なども訪問しまして、こういった旅行プラン、ある程度プランを作成する必要がございますので、旅行会社に行ってPRと、それとこちらに旅行者を向けていただきますよというようなセールス的なことをやっていきたいと考えていることでございます。

それと宿泊施設のブランディングにつきましては、まだまだ今現在、知名度的にはそうそう高い宿泊施設、これが新規のものもございまして、なっております。そういったものを宿泊施設の供用と開始同時に、施設の価値を高めるようないろいろプロモーション的なところを委託しまして、実績のあるような会社に委託をしまして、その魅力を向上させて、ほかの施設にはない宿泊施設ですよとか、それに付随する宿泊プランですよというようなブランド化を図っていくというような委託を考えてございます。

それと、プロモーションツールの作成につきましては、先ほどの現地に出向いてプロモーション等々を行う際に、やはり言葉とか、なかなか通じないところもございまして、映像とかインパクトのある内容、先ほど櫻井健一委員からもあったような三ツ石森林公園とか、そういった桜とか雲海とか、かすみがうら市の風景とか、そういったこちらの良さなんかも映像に何かでまとめながら、PR画像をつくっていくというようなことを考えている次第でございます。

○設楽健夫委員

この3つの様々な委託をされて進めようとしていますけれども、全体像がちょっと見えないんですよ。その辺をちょっと分かる範囲で結構ですけども、例えばインバウンド・プロモーションにしても、その下の宿泊施設のブランディング、プロモーションツールというふうにも書いてありますけれども、あそこ全体をどういうふうにプロモーションしていこうとしているのか。そういう資料か何かあれば出していただきたいんですけども。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○観光課長（斎藤隆男君）

申し訳ございません。今、具体的に絵を描いているものは、ちょっと申し訳ないんですが、これから詳細については、契約後にこういったイメージ戦略がいいのかとかというところは、併せて詰めさせていただければとは思っていますけれども、大きくはちょっと我々も、具体的に旅行会社からこういう提案というか、どういうふうに効果的なのかというところで、それぞれの費用を参考までに見積り等をいただきながら予算づけはしたところではございますが、全体像としまして、一番のイメージにつきましては、外国人がどうやったらインバウンド需要で来てくれるかというイメージをつくっていくというようなところかなと考えております。

○櫻井繁行委員長

先ほどたくさん委員から出ているこの0104事業インバウンド事業に要する経費は、新規事業、皆増の事業なので、皆さんの気になっているところもあると思いますし、ぜひこの3409万7000円についての内訳を含めて、それぞれ委託でこれから令和6年度しっかり進めていくんでしょうけれども、事業の概要等の説明だけでももし入れられれば、この用地取得については、先ほど矢口副委員長から資料の提出があったので、その辺も相対的にインバウンド事業に要する経費という形で、何かお示しをしていただければと思いますので、その辺のやり方は観光課にお任せしますので、何かしらガルーンで出していただければと思いますので、よろしいですか。

答弁を求めます。

○観光課長（斎藤隆男君）

それでは、ちょっとイメージ的なものをちょっと検討しまして、早いうちに出させていただければと思いますのでよろしくお願いします。

○櫻井繁行委員長

よろしいですかね。

そのほか何かございますか。

○来栖丈治委員

交流センターの管理運営に関する経費のところでお聞きしたいんですが、職員を派遣するというのと出資金を増やすというようなことで、1700万円、800万円近くになるかと思うんですが、現実的には昨年の8月から、何か食堂業務というか、交流センターで休んでいるというようなことをお伺いしたので、いわゆる出資金も人もお金も増やして、交流センターはどんな方向に活用していくというか、活用の精度を上げていくとか、そういったことがちょっと見えないので、説明いただきたいと思います。

○観光課長（斎藤隆男君）

今回の指定管理料の増額及び出資金の増資というところにつきましては、先ほども少し説明で触れさせていただきましたが、今回交流センターの指定管理のほうは、宿泊施設、古民家江口屋とか、新たな古民家改修をしました宿泊施設につきましても、交流センターの指定管理料に含むものと考えております。

まだ、運営がいつ始められるかという時期もございますので、まだ条例上の位置づけとかは提案させていただいてはおりません。今後新しい古民家などもこの交流センターの指定管理の設置条例の中に、附属施設として含んでまいります。

新しくさらに活性化という意味合いで、今回のインバウンド事業、今回の古民家改修もインバウンドのツーリズムでもある霞ヶ浦ガストロノミーツーリズムと、かすみがうら市、湖畔等々に泊まっていたきながら、霞ヶ浦の原風景や、かすみがうら市の全体の施設、地域を知ってもらうような、そういったものを体験しながら、食も体験しながらやっていただくツーリズムということで、新しい取組でござ

います。そういった点ではやはり事業強化をして、より多くの人を取り込んでいこうというところで、こういった庁内で増資と新たな職員の派遣というところで狙いでやっているところがございます。

委員ご指摘のように、かすみキッチンにつきましては運営がなかなかちょっと採算が取れない部分もございまして、上での2階での食事の提供というのを多少軽食程度になってしまって、下での発注と上での食べるというようなオペレーションに一部変更が生じて、それでぎりぎり運営しているという状況もございまして、ちょっと今、運営が停滞している状況でもございます。

そういったところも解消していけるようになればというところで、こういった、またさらにちょっと強化という形にはなるんですが、実施していきたいというところがございます。

○来栖丈治委員

なかなか歩崎公園だけで食べるものがなかなかうまくいかない。いく、いかないという問題はきっと難しいなということは、やる以前から私も感じてはありましたけれども、せっかく交流センターを造る際に、調理機材であるとか、いろいろ厳選して入れた部分があると思うので、それが生きるような形には考えているということから、いろんな仕事はまだ動いているのかなとは推察するんですが、職員に今、取締役的の云々ってある程度の権限与えて、役員的なもので職員を派遣するということですが、この難しい問題、なかなかチャレンジする職員も大変じゃないかなと思うんですが、その辺まだ白紙だっておっしゃいましたけれども、行く人の身になると結構大変じゃないかなと私は思うので、その辺の、こんなふうにとかという、みんなで考えている何か進むべき方向性みたいなのがきっちり示されないと、なかなか不安であるんじゃないかなと私は思うんですが、いかがですか。

○観光課長（斎藤隆男君）

今回の派遣職員につきましては、特定任期付職員ということで、従来の我々と同じような職員からということではなくて、ある程度これまでの経過、経歴等々で、経営なりとか飲食店の運営、宿泊、インバウンドなりとか、そういったちょっとハードルは高いですが、ノウハウを持った方を特定任期付職員として一度市に雇用して、それから派遣するといったところでは考えております。実質的には一旦採用するんですが、退職後派遣みたいな形では、本市には紐づいた方という形にはなるんですけれども、そういった形の派遣というふうにはらんでおります。

ですので、もし本当に委員ご心配のように、何をやるのというところではちょっと心配なところがあると、新規の同じノウハウがあったとしても場所が変われば、というところも当然あるとは思いますが、そういったこれまでの成功事例だとか体験とか経験なんかを、識見を踏まえたような方を採用して派遣して、今の経営状態の改善、よりよいものにしていくノウハウを持った方をぜひ採用して、派遣できればと考えているところがございます。

○来栖丈治委員

概略は分かりました。

ただ、古民家江口屋で女将さんとして働いてくれた方が辞められたというのは、1年半ぐらい前かな、辞められたということもお聞きしましたので、なかなか運営スタッフがうまく連携していくというのも難しい問題かなと思って少し心配はするんですが、役所のほうでもよく面倒見ていただいて、いい方に活躍していけるような職場環境づくりというか、そういうものにもご配慮いただきたいなと思います。

○櫻井繁行委員長

答弁ありますか。

○観光課長（斎藤隆男君）

我々もご意見をいただきながら、今後の運営の見守りといいますか、一緒に歩調を合わせまして、か

すみがうら未来づくりカンパニーがよりよく、事業が拡大していくように努めていければと思います。
よろしくお願いします。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

この交流センターの経営については、ずっと歴史的に見ると、自由が丘のステッチから自由が丘の文化をあそこに根づかせていくんだというようなものが強くて、地元の漁師の方だとか、あるいは加工業の方だとか農業担当者とか、そういう農業で様々な形で活躍をしておられる方とか、様々な意見を申し入れてきたんですが、ついには取り入れられてはこなかったと。

今新しくインバウンドという形で、何か資本の比率も大分変わりますから、基本としては市民が相当の主導権を取って経営していくという資本構成からすると、そういうふうになると。今までのステッチから大幅に変わっていくという可能性ありますけれども、この辺はぜひ丁寧に、あと今までも提言してきた漁協や、あるいは水産加工組合の人や、あるいはＪＡや、あるいは生産者とか、そういう人たちの意向についても、十分やっぱり配慮をして、これは果樹観光も含めてやっていっていただきたいなど、これは要望ですけれども。

○櫻井繁行委員長

それでは、要望ということで、お含みおきをいただきたいと思います。

そのほか何かございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

暫時休憩します。 [午後 2時53分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時02分]

続いて、説明を求めます。

○農林水産課長（元木義和君）

それでは、令和6年度農林水産課所管の予算について説明させていただきます。

初めに、歳入です。増減の大きな予算についてのみ説明させていただきます。

予算書21ページをお開きください。

中段ですが、16款2項4目1節農業費補助金で、説明欄の上から、機構集積協力金交付事業費補助金155万円ですが、農地の集積・集約が進んだことによる補助金となりますが、上佐谷地区で企業の農業参入が予定されているため、前年度対比で74万円の増額となります。

次に、2段目になりますが、県単土地改良事業補助金423万7000円ですが、事業費減のため前年度対比で1134万8000円の減額となります。

次に、5段目、農業次世代人材投資資金経営開始型補助金ですが、新規就農者の方を支援する事業となっています。こちらにつきましては、令和4年度から、一番下の段なんです記載のある、経営開始資金補助金と経営発展支援事業費補助金に制度改正があったため、科目を分けております。新規就農者に対する補助金では合計で、前年度対比で139万円の減額となっています。

次に、8段目、水利施設管理強化事業補助金1050万円ですが、令和5年度まで国営造成施設管理体制整備促進事業補助金の名目でしたが、名目が変更となっています。令和5年度に電気料の燃料調整費が

下がってきているため、前年度対比で210万円の減額としています。

歳入については以上です。

次に、歳出ですが、歳出についても増減の大きな予算のみ説明させていただきます。

予算書は82ページ、事業概要説明書は34ページをお開きください。

事業内訳の農業振興事業に要する経費3607万1000円ですが、前年度対比で201万8000円の減額となっています。農業次世代人材投資資金経営開始型補助金の新規就農者が5年間の交付期間の終了により、半年分の交付金の交付のみの方がいるため、減額となることが主な要因となります。

次に、予算書は83ページ、事業概要書は34ページです。

園芸振興に要する経費111万1000円ですが、前年度対比で24万5000円の減額となっています。新作物等作付支援補助金等の減額によるものです。

次に、予算書は84ページ、事業概要説明書は35ページです。

有害鳥獣対策に要する経費1439万3000円ですが、前年度対比で14万8000円の増額となっています。小動物用の箱わなの購入を予定しての増額となります。

次に、予算書は84ページ、事業概要説明書は36ページです。

米政策推進に要する経費1202万8000円ですが、前年度対比で1146万円の減額となっています。水田利活用推進事業助成金において、飼料用米への市単独補助金が不交付となるため減額となるものです。

次に、同じく予算書は84ページ、事業概要書は36ページです。

農地中間管理に要する経費465万5000円ですが、前年度対比で136万4000円の増額となっています。機構集積協力金等の増額によるものです。

次に、予算書は85ページ、事業概要書は37ページです。

土地改良整備支援に要する経費496万1000円ですが、前年度対比で177万8000円の増額となっています。小規模土地改良補助金を使用して、ポンプを修理したい水利組合があるため増額となっています。

次も同じく、予算書は85ページ、事業概要説明書は37ページです。

土地改良助成に要する経費3503万円ですが、前年度対比で185万円の減額となっています。国営造成施設管理体制整備に係る霞ヶ浦土地改良区補助金が減額となることが主なものです。

次も同じく、予算書は85ページ、事業概要書は37ページです。

県単土地改良に要する経費1130万円ですが、前年度対比で3026万5000円の減額となっています。実施工事が減となるため減額となるものです。

次に、予算書は85ページ、事業概要説明書は38ページをお開きください。

林業振興に要する経費1516万1000円ですが、前年度対比で697万6000円の減額となっています。森林環境譲与税を活用した林道沿線の支障木伐採を行う委託費が減額となるためです。

次に、予算書は86ページ、事業概要説明書は39ページをお開きください。

水産振興事業に要する経費329万3000円ですが、前年度対比で121万7000円の減額となっています。前年度は沖ノ内、石田、船溜内の施設修繕委託を行いました。今年度当初での要望がありませんので、船溜の管理委託費が減額となっています。

○櫻井繁行委員長

以上で説明は終わりました。

それでは、農林水産課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

先ほど予算書85ページの0102の土地改良助成に関する経費で、減額になっていますけれども、その内

訳をちょっと教えてもらえますか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○農林水産課長（元木義和君）

0102の18番、主なものとしては、霞ヶ浦土地改良区補助金が1800万円から1500万円に減額になったことが主なものです。

○設楽健夫委員

1800万円の内訳をちょっと教えてもらえますか。

○櫻井繁行委員長

1500万円ですね。

暫時休憩します。 [午後 3時10分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時10分]

○農林水産課長（元木義和君）

こちらにつきましては、令和5年度の電気料の調整費が減額となったために、前年度1800万円で予算組んでいたものが、今年度は1500万円に減額になるということです。こちらは国の補助金50%、県の補助金20%、市の補助金30%で、霞ヶ浦土地改良区に補助金として流しているものとなります。

○櫻井繁行委員長

そのほか。

○設楽健夫委員

従来の用水の水費の補助の1350万円は、それは変わらずに存続されてくるということですね。

○農林水産課長（元木義和君）

1350万円というのは、今まで霞ヶ浦土地改良区の補助金ということで、それが前年度1800万円で、今年度が1500万円という形になります。

○櫻井繁行委員長

令和6年度は1500万円になるということですね。

○設楽健夫委員

あと、0104の米政策推進に要する経費で、1146万円ということで相当減っていますけれども、この内訳をちょっと教えてもらえますか。

○農林水産課長（元木義和君）

こちらにつきましては、飼料用米に要する補助金が1166万2277円の予算要求をしたわけなんです、政策の中でその部分が削られ、ふくまるの推奨米だけ補助するというような形になりましたので、これだけの減額になると。

○設楽健夫委員

ということは、飼料用米の補助金については、全部停止されるということですか。

○農林水産課長（元木義和君）

そのようになります。

○設楽健夫委員

今まで3年契約でずっと更新してきたと思いますけれども、その3年契約の対象になっている方の交付についてはそのまま続きますよね。

○農林水産課長（元木義和君）

そちらも出ない形、とにかく飼料用米に対しては助成がないような形になります。

○設楽健夫委員

ということは今までの申請していた飼料用米についての申請書類がありましたけれども、それで了解されたものについてはカットという考え方になるんですか。

○農林水産課長（元木義和君）

複数年交付の方も令和5年度で終わりで、令和6年度から新たに飼料用米を申し込む方だけになると思うんですが、それは全てカットということになります。

○設楽健夫委員

あともう一つ、土地改良助成に要する経費で185万円が減額になっていますけれども、この中身を教えてくださいませんか。

○農林水産課長（元木義和君）

185万円ですが、主なものは霞ヶ浦土地改良区の補助金の300万円減が主なものとなります。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○設楽健夫委員

差引きでマイナスの185万円ということになるんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○農林水産課長（元木義和君）

小規模土地改良事業補助金などが増額になっている部分もありますので、この部分はトータルでいいますと185万円の減額という形になります。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○櫻井健一委員

事業概要書の35ページの中の解体施設整備などの検討ということなんですけれども、何か具体的に施策はあるのでしょうか。

○農林水産課長（元木義和君）

こちらは市長の一般質問の答弁で、櫻井健一委員からも話あったと思うんですが、こういったことも今後いろいろ調べていくというようなことで記載させていただいています。

○櫻井健一委員

その分が令和5年度から比べて15万円前後上がっていますが、その費用が上がったということなんですか。

○農林水産課長（元木義和君）

そちらにつきましては、解体設備につきましては、お金的な部分ではなくて計画として自分たちで考えるということで、この増えている部分につきましては、小規模の小動物用の箱わなを購入予定で、それが20基予定していますので、14万8000円って書いてありますが、トータルでなので、その部分としては20万円取ってあって、ほかに減っている部分があるので、トータルで14万8000円ということで記載しております。

○櫻井健一委員

じゃ、わなの分が増えたということで、解体に関するところは今から考えるということで、今のところの施策はない感じですか。

○農林水産課長（元木義和君）

申し訳ないですが、今後、そういった部分を検討していくということになります。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

関連してなんですが、茨城新聞にキョンというやっぱり有害鳥獣が出てきているという、このかすみ がうら市でもそういう兆候があって、それは今回の予算には反映されていますか。

○農林水産課長（元木義和君）

キョンについては茨城県内で3件ぐらいですか、今まで新聞に載った形で、石岡市八郷地区の有害鳥 獣の中で赤外線カメラに映っていたということがあったんですが、それを仕留めるための許可が、茨城 県から許可を受けないうちのほうでできなかったものが、4月1日からは今度、市で許可すればでき るということになっていますので、猟友会の方にはそういったことで4月1日以降、キョンを仕留める ことができる許可を発行する予定です。

お金については、まだ実際捕れていないので、イノシシの中で考えていくような形にはなると思いま す。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○来栖丈治委員

予算書85ページの土地改良費で、一番下の県単土地改良に要する経費、農道整備工事というのが1030 万円組まれています、具体的な場所は決まっておりますか。

○農林水産課長（元木義和君）

そちらにつきましては継続事業となっております、安食、岩坪地区で今2工区までやっているんで すが、来年3工区で上層の舗装などを予定しています。

○来栖丈治委員

あと1点お聞きします。

林業振興に要する経費で、森林整備事業の委託1300万円、前は県のいわゆる森林湖沼税でしたっけ、 で対応してきたと思うんですが、今は国の税金の一部が市に入ってきて、というような形になっている と思うんですけども、その事業内容についてちょっと教えてもらえますか。

○農林水産課長（元木義和君）

こちらにつきましては、森林環境譲与税の使途としましては、森林の間伐や人材育成、担い手の確保、 木材利用の促進や普及啓発等の森林整備、その他促進に関する費用に充てることということになってお りますが、うちとしては今のところ、林道の両側に出ている支障木をまず伐採したいということで、そ れを全路線終えるまでこのお金を使おうということで計画しておりますが、そのほかに新しく千代田シ ョッピングモールに造る庁舎に、木で作ったおもちゃを子どもたちがロビーのところで遊べるようなこ とで、そういったことにも使えるということなので、そちらも多分、財産総括室で設計の中に取り込む 予定で、このお金の一部を使うということで計画しておりますが、そのような形に今なっております。

○櫻井繁行委員長

このお金というのは森林整備事業等委託費1300万円の中からという、課長よろしいですか。そういう

ことで。

○農林水産課長（元木義和君）

すみません。その部分につきましては、補正で財産管理のほうで出すか、うちのほうの組替えか、その辺はまだ決まっていないような形です。

○櫻井繁行委員長

それだと、こちらの当初予算では入っていないところを今ご説明されているということですか。

○農林水産課長（元木義和君）

はい。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 3時22分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時22分]

○農林水産課長（元木義和君）

こちらの1300万円につきましては、林道の支障木を伐採するという委託工事に充てる予定です。

○来栖丈治委員

大方分かりましたが、林道以外にはこの事業は、例えば通学路であるとか、いろんな部分で支障木はたくさんあるかと思うんですが、そういったことへの汎用性というか、そういうものには使えるのかどうなのかお伺いします。

○農林水産課長（元木義和君）

基本的に国のほうで考えているのは、林道事業に充てるということになっていますので、普通の道路ですと道路課の範疇になってしまいますので、なかなか認められないのかなと思っています。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○来栖丈治委員

少し整理すると、私がちょっと聞き方が悪かったんですが、林道の支障木、いわゆる林道の道路に立っているものなのか、いわゆる林道沿いの個人所有の土地に建っているものを支障木として切り取るのか、その辺ちょっとお伺いします。

○農林水産課長（元木義和君）

林道の路線を調査しまして、林道にかぶっているようなところで、斜面のところとか個人の土地も含めて、それは個人の方に同意をいただいて切らせていただいているような状況です。基本的には林道にかぶっているところということで、やらせていただいております。

○来栖丈治委員

分かりました。

○櫻井繁行委員長

そのほか。

○櫻井健一委員

すみません、ちょっと1点確認なんですけれども、移動檻と固定檻が随分老朽化が進んでいるところもあるんですけれども、こういった予算というのはこの中に含まれているんでしょうかね。

○農林水産課長（元木義和君）

新設の分については入ってございません。ただ、公民館とかそういったところにあるものを使って、

もし駄目ということであれば、使えないということであれば修繕等の委託費を補正で上げるとか、そういった形にしたいと思います。当初予算では入ってございません。

○櫻井繁行委員長

入ってございません。

よろしいですか。

そのほか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第22号のうち、農業委員会事務局の所管に関する部分を議題といたします。

それでは、農業委員会事務局から特に補足説明等ございませんか。

○農業委員会事務局長（齊藤 健君）

議案第22号 令和6年度かすみがうら市一般会計予算の農業委員会事務局の当初予算についてご説明いたします。

最初に歳入については、予算書でご説明いたします。

予算書18ページをお願いいたします。中段でございます。よろしいですか。

15款2項4目農林水産費国庫補助金、1節農業費補助金、機構集積支援事業補助金479万1000円については、農地法に基づく農地の利用状況調査等の事務費補助金で、主に会計年度任用職員2名を12か月雇用するうち、補助対象となる10か月分の人件費に充当するものでございます。前年度と比較してほぼ同額でございます。

次に、予算書22ページをお願いいたします。一番下の下段でございます。

16款4項2目農林水産費県交付金、1節農業費交付金、農地利用最適化交付金356万2000円については、農地利用集積特別対策に要する経費に含まれる農業委員、農地利用最適化推進員の活動に充当するものでございます。昨年度と比較しまして157万2000円の増額でございます。増額の理由につきましては歳入のほうで説明しますが、農業委員が使用する農地利用タブレットが11台増加になりまして17台となります。補助対象事業費である通信費及びシステム利用料などの増額に充当するものでございます。

次に、予算書25ページをお願いいたします。中段よりやや上でございます。

21款4項2目農林水産費受託事業収入、1節農業者年金業務受託事業収入、農業者年金受託金170万2000円については、農業者年金事務の受託金で、会計年度任用職員2名を12か月間雇用するうちの2か月分の人件費に充当するものでございます。前年度と比較しまして58万2000円の増額になっております。増額の理由につきましては、人事院勧告によるものでございます。

次に、歳出について説明いたします。

事業概要書は71ページですが、予算書のほうの説明をお願いいたします。

予算書は81ページをお願いいたします。中段でございます。

6款1項1目農業委員会費、農用地利用集積特別対策に要する経費での625万7000円につきましては、主に会計年度任用職員2名を雇用する人件費で、12か月間雇用するうちの補助対象となる10か月の人件費の計上と、消耗品や通信運搬費となっております。昨年度と比較しまして89万4000円の増になります。うち主な増額は、消耗品が53万2000円の増額となります。理由につきましては、農地利用タブレットを新たに11台購入し、既存の6台と合わせて17台を、農業委員全員の15台分と事務局に2台配備いたします。効果につきましては、農地に係る利用状況調査や農家からの相談業務への充実、今後においては、

議会と同様に連絡等の一斉送信による情報の早期伝達並びに総会開催時に配付する紙ベース資料の削減を図る効果があると思われます。

続いて、予算書82ページをお願いいたします。上段でございます。

6款1項2目農業総務費、農業者年金基金給付事務に要する経費170万3000円につきましては、主に会計年度職員2名を雇用する人件費で、12か月雇用するうちの2か月分の人件費を計上しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、農業委員会事務局に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

実質的に会計年度任用職員は何人ということになるんですか。

○農業委員会事務局長（齊藤 健君）

2名でございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第14号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

特に補足説明はございません。

○櫻井繁行委員長

それでは、子育て支援課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

細かく具体的に教えてくださいかね。分からないです、これ。

○子育て支援課長（関 克明君）

議案概要書の19ページになります。議案集59ページです。

今回、国における改正でございまして、例えば保育施設等におきまして、これまで重要な事項については、書面での掲示を施設単位で行っておりまして、一つ目の改正としまして、これを今後インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなさいということで、例えばですけども、施設のホームページなどを利用して、情報を盛り込んで一般に広く周知をしなさいというようなことでございます。

2つ目としましては、これまで磁気ディスクとかCD-ROM、こちらはフロッピーディスクとかCDを利用してデータなどを記録していたのですが、これからは電磁的記録媒体、要するにDVDですとかUSBメモリーなどを使って、確実に記録をして保存しておきなさいというようなことでの改正でございます。

○佐藤文雄委員

分かりました。この条例の改正についてはこの後、介護長寿課からも説明があるということですよ。違いますか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 3時33分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時34分]

○佐藤文雄委員

今、国の改正で保育施設等というのが、これにプラス、介護施設等ということになるわけですよ。

○櫻井繁行委員長

それはどちらが答弁しますか。

[「一体となっているんでしょう」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

そうですね。

[「介護長寿課になるんじゃないの」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

そうですね。説明はなしでいいですね。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

条例改正につきましては、一本の条例で改正をさせていただいております。内容につきましては、各条例が別なものとなってはございます。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 3時36分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時36分]

そのほか何かご質問は。

○佐藤文雄委員

ということは保育施設等と介護施設等というのと同じような中身だと理解してよろしいですかね。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○子育て支援課長（関 克明君）

佐藤委員のおっしゃるとおりでございます。

○佐藤文雄委員

つまり1つは、これまでの重要事項のやつはそれぞれの施設内でやっていたけれども、インターネットなりホームページで広く周知しなさいというのが1つ。

あとは、USBメモリーとかDVDなんかできちっと記録保存をしなさいというのが、何かポイントなんじゃないかな。いかがですか。

○子育て支援課長（関 克明君）

今、佐藤委員がおっしゃるとおり、今回の改正におきまして的確に保存をしていってくださいというようなことでございます。

○佐藤文雄委員

この電磁記録の問題なんか、よく漏えいがありますよね。そういうセキュリティーなんかはこの条例

の中に何か書いてありますか。

○子育て支援課長（関 克明君）

今回の改正におきましてはセキュリティーの部分ではなくて、書面掲示ですとか、記録保存の部分での改正でございますので、セキュリティーの部分はございません。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、よろしければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第15号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

介護長寿課、川原場課長よりご説明をいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

それでは、議案第15号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

令和6年度から8年度の期間におきまして、第9期介護保険計画時において団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度を迎え、高齢者数と介護認定者数の増加が見込まれており、それに伴うサービス利用増加による介護給付費の増加が想定されております。

介護保険料の算定につきましては、3年を1期とした1年目から3年目までの介護サービス等の給付費や、地域支援事業等の費用分について、利用される見込額から第1号被保険者が負担する23%分を算出し、調整交付金分、市町村特別給付金を合算したものへ国から頂く交付金等を差し引いたものが、保険料収納必要額として算出されております。

そこから介護保険準備基金を取り崩す場合はその額を差し引き、所得段階別加入割合により補正された被保険者数で割り直して、12か月掛ける3年分でございますが、36分の1としたものが月額保険料基準額として算出されております。

第9期計画時につきましては、第8期計画時の給付実績額との比較で7億5000万円ほど、比率にして7.5%ほど増加が見込まれておりまして、保険料収納必要額は、第9期の3年間で29億2800万円が必要と見込まれておりまして、それを割り返しますと月額保険料のほうは6,171円と試算されております。

そこから介護保険の準備基金等を取り崩すことによりまして、1人当たりの月額が569円下げられ、取崩し後の月額保険料は5,602円と計算されております。

以上を踏まえまして、保険料の基準月額を第8期期間の5,200円から、第9期期間は5,600円と設定させていただきます。

資料のほうでのご説明になります。

赤字部分が第8期時からの変更部分でございます。

資料の中軸となります所得段階を隔てまして、左側が現在の第8期期間となっております、右側が令和6年度より始まります第9期期間となります。所得段階の墨が入っている第5段階のところ为标准段階でございますけれども、第9期年間保険料としまして、5,600円の12か月分6万7200円、第8期年間保険料が6万2400円ですので、差額としまして一番右側に記載しておりますとおり、1年間当たり4,800円の増となるものです。

今回の保険料設定の大きな変更としましては、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、第1号被保険者間での所得再配分機能強化により、多段階化することにより低所得者の保険料上昇の抑制と介護従事者の処遇改善をはじめとした社会保障の充実に活用するため、標準13段階の設定となっております。

当初の段階は第8期の期間中に11段階の設定でしたが、第9期時には標準の13段階を設定し、基準所得金額の細分化により、第8期時に対しまして所得額に応じた保険料をご負担願えるよう設定しております。

説明につきましては以上です。よろしくお願いします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明が終わりました。

介護長寿課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

今回5,200円から5,600円、400円上げるということになっているんですけれども、多段階にしても全ての被保険者が上がっちゃうんですね。これを据え置けば、多段階にした意味があるかなと思うんですね。そういう点について、一番問題、私かなり分析するのに今日間違っって印刷しちゃって、前年度の1号被保険者のやつをプリントアウトしちゃったんですが、調整交付金が非常に問題だなと思うんですよ。

基本的に皆さんもご存じかどうか分かりませんが、国の介護保険全体が半分は国と県、都道府県、あとは市町村というふうになって、あとの半分は40歳から64歳までの前期の被保険者の給付で、あと残りの23%がいわゆる1号被保険者の保険料というふうになるんですけれども、5%の調整交付金が予定よりも入っていないというのが現実だと思うんですが、今回はどれぐらいになったんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

現時点でははっきりした割合というのは、まだ算定されるわけではないんですけれども、試算段階におきましては調整交付金、大体2.2%前後ぐらいで算定しているものでございます。

○佐藤文雄委員

この前頂いた資料で見ると、全体で2.3%というふうになっていますよね。令和6年度で逆算すると2.13%、令和7年度が2.21%、令和8年が2.48%というふうになっているんですよ。合計を合わせると2.3%。5%に対して2.3%しかない、これはどういうことですか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

調整交付金につきましては基本5%なんですけれども、市町村の高齢者の比率とかが関わってくるんですけれども、そちらによってその5%の部分が変動します。標準ですと5%、それよりも後期高齢者の割合が多いような市町村の場合ですと、5%以上になってくるような形で、かすみがうら市の場合ですと高齢者割合が少ないということで5%よりも下回っているような状況となっております。

○佐藤文雄委員

だからその分が実際には国から来ないんだから、この分は介護保険の料金に上がっちゃうということになるんじゃないですか。いかがですか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

算定上は第1号被保険者の保険料に跳ね返る計算となります。

○佐藤文雄委員

だから上がっちゃうんですよ。

それから、今グラフを作ってきたんですが、今回この資料を見ると、3年間で介護給付費の総額が108億円だというふうにおっしゃっていましたよね。

今回の第8期については、具体的に幾らになるんですか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

第8期、現在令和5年度も入っていますので推定ではございますが、令和3年度から5年度までの第8期3年間で合わせた給付費のほうで、100億5000万円ほどになると思われます。

○佐藤文雄委員

令和5年度の見込みが幾らですか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

令和5年度ですと見込みで34億5900万円程度になると予想されます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

そうすると、8%予備だということになりますよね。

○櫻井繁行委員長

質問ですか。

○佐藤文雄委員

質問です。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

そのようになります。

○佐藤文雄委員

それで実際に今の高齢者、75歳以上と65歳から74歳の数字を見ますと、65歳から74歳の人がこの数字、あなたからもらった介護保険計画から見ると、令和6年度が5,998人、令和8年度が5,440人で下がって

いる。75歳以上が令和6年度で7,060人が、8年度で7,620人って上がっていますよね。これ、調整交付金を5%というふうにその理由にしていますけれども、平均的にこの割合がどういう状況だと5%もらえるんですか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

5%ですと、ちょっとすみません。暫時休憩いいですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 3時52分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時53分]

答弁を求めます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

失礼いたしました。ちょっと細かい数字を把握しないで申し訳ないんですけれども、調整交付金の概念としましては、5%をもらえるというところの市町村ですと、後期高齢者の比率とか所得水準が全国平均ということになっているらしいので、かすみがうら市の場合ですと、高齢者比率が低くて所得水準が高いというふうにみなされるので、5%よりも切られているようです。

○佐藤文雄委員

でも、基本的には5%というのを調整するものじゃないじゃないですか。これは国の問題かもしれませんが、それを被保険者に押しつけるというのは、大変迷惑しますよ。そういう意味では。

あとは、私が前にも何回も言っていますから、介護切替えのときに準備基金は全て使いなさいというふうに言っていますよね。これ全部、今回は基金を取り崩しているというふうな中身でございますか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

そちらにつきましては介護保険特別会計の予算の説明でもさせていただこうとは思っていましたが、この場で説明させていただけるのであれば、令和5年度末で約2億7700万円ほど残る予定でございします。一応、先ほどの計算の話でさせていただきました、基金の取崩し分は2億7000万円で計算をしてございします。

○佐藤文雄委員

2億幾ら。2億7000万円。

○櫻井繁行委員長

もう一度、数字の確認をお願いします。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

令和5年度末の基金の残高の予定で2億7700万ほどでございします。取崩しの計算上ですと2億7000万円を入れてございします。

○佐藤文雄委員

ありましたよね、予算の概要の中に、現在高というのありましたよね。現在、それには幾らって書いていましたっけ。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

たしか2億1000万円ほどと記載されていたと思います。

○佐藤文雄委員

2億1000万円が2億7700万円ぐらいだということですね。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

実際に多段階にすることによって保険料、例えば1段階、2段階、3段階、4段階ぐらいまでかな、マイナスになって、あとの標準からは標準は同じであれば高くなるというふうな仕組みに今回しているということなんですよ。これは国の方針だということだと思えます。

でも、これが5,200円が5,600円になると全部上がっちゃうって今言ったんですよ。私は変えないでやればいいんじゃないかと思うんですが。もし、これは牛久市のほうなんです、牛久市では変えない。変えなかったら所得の低い軽減世帯は500万円減で、多段階にした場合に、多段階で増える金額が2500万円程度だというふうに聞いたんですよ。この場合は、例えば現状のままでやった場合どのくらいになるかという負担になるか分かりますか。もし分からなければ、今回の現段階でどのくらいの負担になってしまうかは分かりますか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

負担という形、すみません。暫時休憩いいですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 3時58分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時02分]

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

失礼いたしました。1年当たり大体8700万円増になると考えられます。

○佐藤文雄委員

だから今、マイナスにならないと、全部。多段階にしても。だから、全体で8700万円になりますよ、上がりますよということですね。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

保険料としましてはそのぐらい上がる見込みでございます。

○佐藤文雄委員

ということは8700万円、その全体のね。

ちょっともう一つ聞きたいんだけど、今いろいろ言っていましたよね。認定率、実際にあまり変わらないんだよね、人数が。人数変わらないでしょう。この資料を見ると、65歳以上の人数変わっていないよねあんまり。令和6年度、令和7年度、令和8年度、変わらないでしょう。

一方で、介護認定の数で、実際に認定については、認定率はどのぐらいにアップするというふうになっているんですか。これ見ても分からないんだわ、資料見ても。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

令和5年度で認定率16.7%ぐらいでございました。第9期としましては、令和8年としまして大体17%近くになるのかなと想定しているところでございます。

○佐藤文雄委員

16.7%から17%ということですか。人数が増えないのに、0.3上%がるという予想を立てているんですね。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

そのとおりでございます。

○櫻井繁行委員長

それでは、この程度で質疑を終結させていただきます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

今、年金から天引きするというのがまず介護保険なんですよ。実質的に年金は2000年、これは介護保険が始まったのが2000年ですよ。それから、ずっと年金は実質的に下がって、一方で介護保険料はどんどん上がると。かすみがうら市は、前期、あと今期は上げなかったんですよ。逆に100円ずつ下げた。非常に頑張ったんです。ところが今回は400円も上げた。今言った8700万円も市民、この高齢者に1号被保険者に賦課をする。これは賛成できるものじゃない。実質的に年金がカットされると同じだということです。

あとの次の予算の審議でも明らかにしますけれども、来年度の予算とその次の令和7年度、令和8年度の予算、それが本来ならばその見通しができないと、この値上げというのは認められないと思いますよ。

そういう意味では、来年度の予算も非常に問題があるということを指摘して反対討論にします。

○櫻井繁行委員長

そのほか討論ございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

本案は異議がありますので起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第17号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

特に補足説明はございません。

○櫻井繁行委員長

それでは、介護長寿課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

施政方針に対する質問で答弁を求めました。金額は幾らでしたっけ、減額となる金額。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

お示しさせていただきました金額は512万2000円でした。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございますか。

○佐藤文雄委員

施政方針に対する質問でも言いました。高齢者のささやかな楽しみ、これを切り捨てる。これはやはり祝金という敬老する気持ちが見られないということで反対です。

○櫻井繁行委員長

そのほか討論ございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

本案は異議がありますので起立によって採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第18号のうち、保健福祉部の所管に関わる部分を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

引き続き、介護長寿課、川原場課長よりご説明いたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

それでは、介護長寿課所管の補正予算部分につきましてご説明させていただきます。

歳入となります。

議案集78ページになります。中段になります。

19款繰入金、2項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金、説明欄、介護保険特別会計繰入金3664万2000円の増でございます。こちらにつきましては介護給付費事務費等の令和4年度の市負担金分の精算による介護保険特別会計からの繰入れとなっております。

続きまして、歳出となります。

議案集の82ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、説明欄01長寿社会づくりに要する経費120万円の減でございます。内容としましては会計年度任用職員2名分にて当初予算を計上してございましたが、うち1名分につきまして、適正人材の確保が期間的にできなかったため、不在期間による報酬分を減額するものでございます。

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。説明は簡潔にお願いいたします。

○社会福祉課長（山口浩史君）

それでは、社会福祉課所管の令和5年度一般会計補正予算（第12号）の説明をさせていただきます。
議案概要書は32ページ、議案集は82ページをお願いします。

3款1項1目02社会福祉事業、0207電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（住民税非課税世帯等）に要する経費1674万円の補正でございます。内容としまして、令和5年第2回定例会にて補正予算を計上いたしました電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（住民税非課税世帯等）へ、1世帯当たり3万円の給付事業が年内で終了したため、当初見込みました4,000世帯、1億2000万円に対しまして、支給実績3,442世帯、1億326万円なことから、執行残額1674万円を減額するものでございます。

続きまして、議案概要書、議案集はその下をお願いいたします。

2目01障害者対策事業、0103障害者自立支援に要する経費785万円の補正でございます。内容としましては、12節委託料、障害者自立支援給付審査支払等システム改修業務委託、システム改修費55万円でございます。昨年12月から国の障害福祉サービスなど報酬改定検討が行われており、令和6年度から報酬改定に係る対応をするための改修費でございます。

なお、システム改修時期は今月を予定しております。

続きまして、その下、22節国庫負担金等超過交付返還金730万円の補正でございます。内容としまして前年度の事業の精算を行った結果、返還金が生じるものでございます。

続きまして、議案概要書は34ページ、議案集は84ページをお願いいたします。

3款3項1目02生活保護等事業、0201生活保護等総務事務に要する経費、22節国庫負担金等超過交付返還金2090万2000円の補正でございます。内容としましては、前年度の事業の精算を行った結果、返還金が生じるものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、社会福祉課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

生活保護の返還金、これは確定したということですが、この内訳なんかを後で出してもらえませんか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

それでは、依頼がありました佐藤委員からの資料、提出させていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員長

それでは、課長、後日ガルーンにアップさせていただきたいと思いますのでお願いいたします。

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

議案集82ページの3款の民生費だから0103の12番、障害者自立支援給付審査支払等システムというふうにありますよね。これはどういうタイミングで入力をしていく、あるいは業務委託をしていくんですか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

設楽委員の質問にお答えします。

こちらのシステム改修になりますけれども、国が3年に1回、各事業所の報酬の改定について全国規模で検討を3年に一度実施しております。今般、本市につきましては、級地が7級地から5級地に改定になりましたので、その部分も含めまして現在使っていますシステムを、可決後に業者に依頼、委託をして年度内に改修をしまして、新年度からは新しいシステムの内容で対応をしていくような形の流れと

なっております。

○設楽健夫委員

私が質問したのはこのシステムを改修するということを聞いたわけじゃないんですよ。支援給付審査でデータを入力していきますよね。日常の業務で、それはどういうタイミングで入力されているんですかという質問なんですよ。

○社会福祉課長（山口浩史君）

大変失礼しました。設楽委員の質問に対しましてお答えします。

業務内容としましては、各事業所、また国保連から請求が毎月上がりますので、そちらを基にシステムに入力して対応をしていくような流れとなっております。

○設楽健夫委員

国保連に申請する流れはどのようなふうになるんですか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

各市内の障害者及び障害児が、各障害福祉サービスを事業所で使いまして、その事業所が国保連に請求をする流れになります。また、本市ではそのサービスを使うに当たりまして、区分の認定の申請が上がりまして、その障害者及び障害児の方々がサービスを使いたいということで調査をして、その結果、障害福祉サービスを認めたような形で、事業所と障害者及び障害児が契約をする形での流れになります。

○設楽健夫委員

国保連への申請手続が前提になるということですね。

○社会福祉課長（山口浩史君）

国保連に申請手続ではなくて、そのサービスを使うに当たりまして、社会福祉課に、まず申請をしていただいた後に、サービスを使った事業所が国保連に、例えば誰々さんは何月分これだけ使いましたということで請求をするような形で、国保連が内容を精査して、それで精査した結果を当課に送ってくるような形になります。

○設楽健夫委員

様々なデータを出すときのタイムラグが出ていると私は思っているんですけども、それは窓口で申請をする、そして国保連にそのデータを送る、国保連で審査をする、それを受理して、もう一度うちに帰ってくるというふうな流れになるということですね。

○社会福祉課長（山口浩史君）

お答えします。

お見込みのとおりです。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

○子育て支援課長（関 克明君）

子育て支援課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

最初に、歳入からご説明いたします。

議案概要書は33ページから34ページ、議案集は76ページをお願いいたします。

ページの中段になります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金1491万2000円の減額でございます。児童手当の交付見込額及び市が保育施設へ支弁する給付費の見込額に応じて、国負担分を減額するものでございます。

続いてその下、3節児童扶養手当給付費負担金350万6000円の減額です。児童扶養手当の交付見込額に応じて、国負担分を減額するものとなります。

続いて、議案集77ページをお願いいたします。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金15万円の減額でございます。児童手当の交付見込額及び市が保育施設へ支弁する給付費の見込額に応じて、県の負担分を減額するものです。

歳入については以上です。

続いて、歳出についてご説明いたします。

議案集は83ページをお願いいたします。

ページの中段より少し下のほうになります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、01子ども子育て支援事業、0101家庭児童相談に要する経費264万5000円の減額です。会計年度任用職員として雇用する家庭児童相談員等の相談員の応募がなく、予定の人数を雇用できなかったことから、会計年度任用職員報酬等において不用と見込まれる額を減額するものでございます。

続いてその下、2目児童措置費、01児童措置事業、0101児童扶養手当支給に要する経費1051万6000円の減額です。児童扶養手当において支給対象者数の見込みから不用額が生じるため、減額するものです。

続いてその下、0102児童手当支給に要する経費3880万円の減額です。児童手当において、支給対象者数の見込みから不用額が生じるため減額するものです。

続いてその下、3目保育所費、02保育所維持管理事業、0202第一保育所管理運営に要する経費240万円の減額です。会計年度任用職員の報酬等及び給食費について不用額が発生することから減額を行うものです。

続いてその下、0203やまゆり保育所管理運営に要する経費423万6000円の減額です。会計年度任用職員の報酬及び光熱水費、工事請負費、契約差金などにおきまして不用額が発生することから減額を行うものです。

続いてその下、0204わかぐり保育所管理運営に要する経費590万円の減額です。同じく会計年度任用職員の報酬及び光熱水費、給食費について不用額が発生することから減額を行うものです。

続いて、次の84ページをお願いします。

ページの上段になります。

4目児童福祉施設費、01児童福祉施設維持管理事業、0101民間保育所に要する経費、2817万9000円の増額です。民間保育所入所委託において給付費算定の見直し等により、当初予定していた額より増加が見込まれ、また広域入所民間委託においても、当初見込んでいた施設数を上回ったことにより増額するものです。また、国庫補助金等返還金につきまして、令和3年度及び令和4年度に実施した国庫補助金事業につきまして、実績報告などに基づいて補助額が確定し、交付を受けた国庫補助金が多いことから、差額の返還が生じたものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子育て支援課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

現実的に児童扶養手当をもらえる人というか、それから児童手当、これはマイナスになっていますが、実際人数で積算していると思うんですが、この時点で確定した人数は分かりますか。

○子育て支援課長（関 克明君）

児童手当に関する補正の内訳でございますが、当初の対象児童の見込み数でございますけれども、こちらが延べ人数で、4万8900人を見込んでございました。

今回の補正で見込んだ数が4万5209人でございます。3,691人の減少があったということで、今回の補正の内容でございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。12か月の延べ人数でしょう。3,691名の減での補正ということですよ、課長。はい、分かりました。

そのほかありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○健康増進課長（田中英昭君）

議案第18号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）のうち、健康増進課所管分について説明申し上げます。

歳入について説明いたします。

議案概要書は34ページの30番をお開きください。議案集は76ページをお願いいたします。

下段、15款2項3目衛生費国庫補助金です。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金312万9000円の減額です。ワクチン接種謝礼等の減額に伴うものでございます。

次に、歳出について説明いたします。

議案概要書は33ページの20番、議案集は83ページをお願いいたします。

一番上の段、3款1項8目後期高齢者医療費、0101後期高齢者保健に要する経費123万3000円の増額です。後期高齢者健診事業の委託については、当初1,150人の受診を見込んでいましたが、令和5年度末の時点で1,280人と想定されるため、107万3000円を増額いたします。

その下、人間ドック等補助金につきましては、第4回定例会で29万円の増額補正をしましたが、予想を上回る申込みがあったことから、さらに8人分、16万円を増額するものでございます。

続いて、議案概要書34ページの30番、議案集は84ページをお願いいたします。

4款1項1目、0205新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費312万9000円の減額です。国による新型コロナウイルスワクチン接種は、令和6年3月31日までで終了しますが、それに先立ちまして、ウエルネスプラザでの集団接種、こちらが令和5年11月で終了したため、関連する医師への謝礼等を減額するものでございます。

議案集、戻りまして71ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

上から4番目、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費の繰越明許費の設定です。内容としては、令和5年度分の請求が漏れた接種委託料及び令和6年4月以降に届いた接種予診票の入力業務の委託料に対応するため、738万1000円を繰越明許費として設定するものです。

議案集、戻りまして84ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費、0102法定予防接種に要する経費766万8000円の減額です。内訳としましては、予防接種委託料700万円を、令和4年度と同程度の委託料見込みとしまして減額しました。このほか、子宮頸がんワクチンの定期接種に漏れた方への償還払い費を50人見込んでおりましたが、10人に減らしたため、66万8000円の減額としました。

続いて、0103任意予防接種に要する経費308万6000円の減額です。小児のインフルエンザ、見込み3,300人のところ2,200人に減らしまして、おたふくかぜ280人の見込みを190人に減らしたための減額です。

続きまして、議案概要書35ページの33番、議案集のページはそのままです。

3目保健事業費、0102各種検診に要する経費425万9000円の減額です。胃がん検診、子宮がん検診、乳がん検診など、実績見込みによる減額です。

4目母子保健事業費、0101母子保健に要する経費140万円の減額です。

妊婦乳児健診委託料について、実績による減額です。

議案集、次の85ページをお願いいたします。

0102不妊治療費助成に要する経費350万円の減額です。

令和4年度から不妊治療費が健康保険の対象になりまして、市補助金は、保険対象外となる不妊治療分を当初420万円、84件分措置しておりましたが、申請が少なく、見込み14件となるため、減額するものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、健康増進課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第21号 令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

介護長寿課長からの説明とさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

それでは、議案第21号 令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

議案概要書45ページになります。

補正額につきましては、歳入歳出それぞれ7209万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億986万1000円とするものでございます。

歳入の部分になります。

議案集は111ページをお願いします。

3款2項6目1節介護保険事業費補助金55万円の増、こちらにつきましては介護保険システム改修に伴う補助金の部分となっております。

続きまして、8款1項1目、1節の繰越金でございます。

7154万7000円の増、前年度繰越金分となります。

続きまして、歳出になります。

議案集は112ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。説明欄02一般管理に要する経費110万円の増です。こちらにつきましては、介護保険システム改修に伴う委託料となっております。

続きまして、6款基金積立金でございます。

1項基金積立金、1目の介護給付費準備基金積立金、説明欄01の介護給付費準備基金積立てに要する経費3435万5000円の増でございます。令和4年度の負担金の精算が終わりましたことから、3435万5000円を積み立てるものでございます。

その下となります。

7款の諸支出金、3項の繰出金、1目一般会計繰出金、説明欄01一般会計繰出に要する経費3664万2000円の増でございます。こちらにつきましても、令和4年度の精算が終わったことにより、繰り出しを行うものとなっております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

歳入、前年度繰越金、これが7154万7000円増えて、結果的に8021万1000円になったということですか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

そういう意味では、前年度も黒字会計だったという認識でよろしいですか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

はい、そのようになってございます。

○佐藤文雄委員

それから、歳出です。

歳出のところで、介護給付費準備基金積立てが3435万5000円ありますね。そうすると、基金積立てを合計すると、見込みですけれども、3406万6000円積み立てられたことになると思いますが、これは資料ありますよね。合計金額が前の予算の説明のナンバー1のところには、どういうふうに書いてありましたっけ。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 4時39分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時40分]

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

議案概要書の2億1541万円の令和5年度末の見込みの話だと思います。こちらにつきましては、当初

2億4000万円ほど令和4年度末で基金が残っていたところに、令和5年度の基金繰入額6193万円程度を繰り入れる予定でしたが、今回その部分を取り崩さない方向になりますので、その部分をプラスしたものと、それから令和5年度の基金繰入れの分で入れたものが、先ほどお話しさせていただいた2億7700万円になるという形になります。

○佐藤文雄委員

よく分からないよ、これ。この前は国保年金課の補正で聞いたら、交付金、補正でなかった国民健康保険の支払い準備基金はこれに充てると、こういう2億7340万5000円になりますよって言っているんだよ。今度は、今何か難しいこと言ったよね。私は、この基金残高の状況の2億1541万円というのは、今の積立てしたものの結果ですかって聞いたんだよ。結果じゃないということじゃん。

○櫻井繁行委員長

もう一度答弁を求めます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

この2億1541万円につきましては、令和4年度末の残高、そちらから財政のほうで、当初令和5年度に繰り入れる予定だった6190万円を差し引いた予定でつくっているものですので、この金額になってございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

分からないな。後でよくやって。しょうがない。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次行きます。

それでは、議案第22号のうち保健福祉部の所管に関わる部分を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

介護長寿課以降、順次説明させていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

なお説明は簡潔にお願いいたします。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

それでは、令和6年度かすみがうら市一般会計予算の介護長寿課分についてご説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

予算書、14ページ下段になります。

13款分担金及び負担金1項1目の1節老人福祉費負担金、老人ホーム入所措置事業負担金481万5000円につきましては、老人ホーム入所措置の個人負担金分となります。

続きまして、予算書17ページ上段になります。

15款1項1目の民生費国庫負担金、6節の介護保険事業費負担金の低所得者保険料軽減負担金でございます。1981万2000円につきましては、低所得者に対しての保険料負担軽減を図るため、第1段階から第3段階までの保険料軽減分の国庫負担分となっておりまして、補助率につきましては2分の1でございます。

続きまして、予算書の19ページになります。

16款1項1目の民生費県負担金でございます。6節の介護保険事業費負担金低所得者保険料軽減負担金990万6000円につきましては、先ほどの低所得者保険料軽減の県負担金となりまして、補助率は4分の1となっております。

続きまして、予算書20ページをお願いします。

16款2項2目の2節老人福祉費補助金1億3003万6000円でございます。高齢者対策事業補助金39万7000円につきましては、市内老人クラブ等の交付補助金となっております。令和5年度に比べまして1億2962万円の増となっておりますけれども、第9期計画期間中に、建設及び増築を予定しております施設に対する補助としまして、地域医療介護総合確保基金事業補助金が6963万7000円、社会福祉施設整備費補助金としまして6,000万円を見込んでいるものでございます。

歳入の説明は以上になります。

続きまして、歳出となります。

事業概要説明書23ページ、予算書は55ページとなります。

事務事業名は高齢者対策事業でございます。

3款1項3目の01高齢者対策事業、令和6年度予算額2億168万1000円。内訳としまして、01の要援護高齢者等対策に要する経費3104万7000円となります。主なものとしましては、養護老人ホームへの措置費分としまして、老人保護措置費3009万2000円を計上してございます。

続きまして、02の長寿社会づくりに要する経費でございます。

1億7063万4000円でございます。

主な増額の内訳としましては、予算書56ページとなっておりますが、18節の地域医療介護総合確保基金事業補助金6963万7000円となります。こちらは先ほど歳入のほうで説明させていただきましたように、市内に新規建設及び増築を行う事業者に対しまして、床数に応じまして補助を行うものでございます。また、下のほうから2段目にあります社会福祉施設整備費補助金7000万円につきましては、特別養護老人ホームの増床分についての補助を行うものでありまして、以上2点の増額が主なものとなっております。

次に、事業概要説明書は24ページをお願いいたします。予算書につきましては、56ページ下段でござ

います。

3款1項4目の介護保険費の01介護保険事業になります。令和6年度予算額、5億9810万円でございます。内訳としましては、01の居宅介護サービス等利用者助成に要する経費でございまして、938万9000円になります。低所得者の方が在宅居住系サービスを利用した場合の利用者負担額の4分の1を助成するものでございまして、訪問による介護や看護、入浴、地域密着型通所介護などを対象として助成してございます。

続きまして、予算書57ページとなります。

02の介護保険特別会計繰出に要する経費でございます。5億8871万1000円につきましては、介護保険特別会計の繰出金分となります。

以上で説明となります。よろしくお願いします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

低所得者保険料の軽減負担金、国と県、これちょっと説明していただけますか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

軽減につきましては、第1段階から第3段階までの方で、第1段階が1,850人分、第2段階が900人。第3段階が800人です。その人数で見込んでございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

いや、それは人数はいいんだけど、そうじゃなくて、軽減がどうなっているのかということなんです。国と県でそれぞれ軽減しているんでしょう。それは率で出てくるんじゃないの。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

補助率としましては、国のほうが2分の1、県のほうで4分の1となっております。

○佐藤文雄委員

それは分かるけれども、そうじゃなくて……。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 4時52分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時53分]

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

失礼いたしました。

第1段階の軽減につきましては、軽減前が0.455倍から軽減後で0.285倍。それで、第2段階としましては、0.685倍から0.485倍に。軽減後が0.485倍。第3段階が0.69倍から軽減後が0.685倍になるものでございます。

○佐藤文雄委員

だから、県と国、国と県でそれぞれ違うんじゃないのって言ってるの。2分の1が国で、4分の1が

県なの。その内訳を言えばいいじゃん。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

失礼しました。内訳としましては、国のほうで1981万2000円です。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 4時54分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時56分]

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

失礼いたしました。金額として……。

○佐藤文雄委員

金額は分かるの。

○櫻井繁行委員長

今、課長言ったじゃないですか。

○佐藤文雄委員

あとで連絡しますでいいよ。

○櫻井繁行委員長

いやいや、それじゃ。1981万2000円が県のほうなんでしょう。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

すみません、それ国のほう。

○櫻井繁行委員長

国のほうなのね。じゃ、そこをしっかりと佐藤委員の質問に明確に答えて、国と県の割合を言っていたでいて、次の質問に移りましょう。進みませんから。

それでは、このまま進めます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

失礼しました。

国のほうで1981万2000円、補助率2分の1で、県のほうが990万6000円で補助率が4分の1でございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

予算書56ページの居宅介護サービス利用者等の助成に関する経費ってあるでしょう。この居宅サービスの人員の予想を何人で想定して計算していますか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

居宅につきましては、人数予想というよりも前年度の上昇率等を考慮していますので、申し訳ないですけれども、はっきりした人数というのは把握してございません。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

○社会福祉課長（山口浩史君）

それでは、議案第22号 令和6年度かすみがうら市一般会計予算、社会福祉課所管の予算についてご説明いたします。

初めに、主な歳入についてご説明いたします。

予算書16ページをお願いいたします。

15款1項1目1節社会福祉費負担金5億4781万8000円でございます。主に障害者及び障害児への福祉サービスなどに要する、説明欄2段目になります、障害者自立支援給付費負担金及び4段目、障害児施設措置給付費など負担金への充当でございます。補助率につきましては国費2分の1でございます。

続きまして、予算書17ページをお願いいたします。

4節生活保護費負担金4億6819万5000円でございます。こちらは扶助費などに要する生活保護負担金で、生活保護扶助事業などへの充当でございます。こちらは補助率、国費4分の3でございます。

続いて、2項2目1節社会福祉費補助金1478万1000円でございます。こちらは地域生活支援センター事業などに要する補助金で、障害者地域生活支援事業等への充当でございます。こちらは補助率、国庫補助金2分の1でございます。

続いて、予算書18ページをお願いいたします。

4節生活保護費補助金2323万8000円でございます。こちらにつきましては、生活保護のシステム改修等に充てる費用でございます。補助率につきましては、事業によりましては、国費2分の1から4分の3でございます。

続いて、予算書19ページをお願いいたします。

16款1項1目1節社会福祉費負担金2億7028万3000円でございます。内容は、障害福祉サービス費に要する障害者自立支援給付費負担金等及び障害児施設措置給付費等負担金で障害者自立支援事業等への充当でございます。こちらは補助率、県費4分の1でございます。

続いて、3節生活保護費負担金250万円でございます。内容は、生活保護法第73条該当ケース、現在地保護したものに要する経費でございまして、県負担金で生活保護等扶助事業への充当でございます。こちらの補助率は県費4分の1でございます。

続いて、予算書20ページをお願いいたします。

16款2項2目1節社会福祉費補助金776万円でございます。主な内容は、地域活動支援センター事業等に要する地域生活支援事業費補助金等で、障害者地域生活支援事業等への充当でございます。こちらは補助率は県費4分の1でございます。

主な歳入については以上でございます。

続きまして、歳出で大きく増減のありました事業について説明させていただきます。

予算書52ページをお願いいたします。事業概要説明書は19ページでございます。

事務事業名、社会福祉事業でございます。

3款1項1目、事業費内訳上から3番目になります、戦没者英霊顕彰に要する経費、令和6年度予算額88万8000円でございます。主たる事業概要は③になります。前年度比39万円の減額でございます。予算減の主な内容といたしましては、市事業費助成型補助金等交付要綱の一部見直しによりまして、補助金の内容の上限額の変更に伴います市遺族会事業費補助金の減額でございます。改定前補助金の上限額は、107万円が改正後に80万円ということで、27万円の減になっております。

続きまして、予算書53ページをお願いいたします。

事業概要説明書、その下、福祉事務所に要する経費、令和6年度予算額567万円でございます。主たる事業概要は④になります。前年度比103万6000円の増でございます。予算増の主な内容といたしましては、12節ひきこもり支援業務委託になります。委託先は市社会福祉協議会へ令和4年度より行っており、担当職員2名のうち1名のほかの事業と兼務していることから、人件費の増額の形になります。

続きまして、事業費内訳やまゆり館運営に要する経費、令和6年度予算1930万9000円でございます。主たる事業内容⑤になります。特に大きな増額はないんですけども、指定管理者へ、業務委託をしまして、令和6年度が最終年度となっております、施設の維持管理、高齢者の健康づくりや子育てに関する相談支援等を行っているものでございます。

続きまして、事業概要説明書の20ページをお願いいたします。予算書は引き続き53ページになります。

事務事業名、福祉関係団体等活動促進事業でございます。3款1項1目事業費内訳上から2段目になります。福祉関係団体等活動促進に要する経費7189万1000円でございます。主たる事業概要は②になります。前年度対比219万9000円の減でございます。予算減の主な内容といたしましては、市社会福祉協議会への補助金の減額でございます。

続きまして、事業概要説明書21ページをお願いいたします。予算書は54ページになります。

事務事業名障害者対策事業でございます。3款1項2目事業費内訳上から3番目、障害者自立支援に要する経費11億4617万2000円でございます。前年度対比9997万4000円の増でございます。主たる事業概要は③になります。障害者及び障害児が様々な障害福祉サービスを受けることによりまして、障害者及び障害児が自立して地域生活を営む上で必要とする身体機能、生活機能の維持向上を図るものでございます。

予算増の主な内容としましては、福祉サービス事業所の増加、また利用者の増加や1人の方で複数のサービスを利用している方が多く、また相談支援事業所などの委託によりまして、利用者が相談できる場所ができたことによる利用者や保護者又は介護を行う者などが、各サービスに対しての理解や利活用の度合いが身近になり、利用しやすくなっているものでございます。また、障害児につきましては、近年個々の状況に応じた発達支援を行うなど、健全育成や地域社会へ参加できるよう、生活環境の確保などに力を注ぐなどに取り組むサービス事業所の増加や、家族構成や核家族化や共働きなどによる家族で面倒を見るのが困難や、保護者自身の時間を確保したいなどの理由から、施設利用者が増加しているものと考えられるところでございます。

続きまして、事業費内訳、その下4番目、障害者地域生活支援に要する経費6110万2000円でございます。前年度対比114万9000円の減でございます。主たる事業概要④になります。障害者及び障害児の保護者、または介護を行うものに対して、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスなどを受けることにより、障害者及び障害児が自立して地域生活を営むことができるよう福祉の向上を図るものでございます。予算減の主な理由としましては、日中一時支援事業の利用者の減少並びに訪問入浴サービス事業の利用者の減少によるものでございます。

続きまして、事業概要説明書22ページをお願いいたします。予算書は70ページになります。

事務事業名、生活保護等事業でございます。3款3項1目生活保護総務費、事業費内訳上段、生活保護等総務事務に要する経費952万4000円でございます。前年度比317万7000円の減でございます。主たる事業概要①になります。生活保護法に基づき、最低限度の生活を保障するための生活保護の決定、廃止、扶助費の支給を円滑に行い、必要な者に速やかに支援を行うものでございます。予算減の主な理由としましては、生活保護システム改修委託料が、予算積算時点では、令和6年度中の改修は生じないという

こととございますので、システム改修費の委託料の減でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明は終わりました。

それでは社会福祉課に対する質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

○子育て支援課長（関 克明君）

子育て支援課所管の当初予算につきましてご説明いたします。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

予算書は14ページをお願いいたします。下段のほうになります。

13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金6336万8000円、前年度比899万7000円の減となっております。保育所等の保育料及び放課後児童クラブに入会する児童にかかる負担金となっております。

続いて、予算書16ページをお願いいたします。ページの下段のほうになります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金7億5846万9000円、前年度比3506万円の減でございます。児童手当交付金及び子どものための教育・保育給付費負担金にかかる国負担分となっております。補助率は児童手当交付金がおおむね6分の4、教育・保育給付費負担金が2分の1となっております。

続いて、予算書17ページをお願いします。ページの下段になります。

3節子ども・子育て支援交付金7068万6000円、前年度比250万8000円の減となっております。子ども・子育て支援事業計画に位置づけられた事業に対する補助金で、補助率は国3分の1となっております。

続いて、予算書19ページをお願いします。中段より少し下になります。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金2億8257万4000円、前年度比1322万円の減でございます。児童手当交付金及び子どものための教育・保育給付費負担金にかかる県負担分となります。補助率は児童手当がおおむね6分の1、教育・保育給付費負担金が4分の1となっております。

歳入は以上となります。

続いて、歳出についてご説明いたします。

事業概要説明書は25ページをお願いします。予算書は59ページをお願いいたします。上段になります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、01子ども・子育て支援事業、0102子育て支援に要する経費1995万3000円。前年度比368万7000円の減でございます。主な内容は、子育てを支援するためのファミリーサポートセンター事業、また子ども・子育て支援事業計画策定業務委託、また茨城県補助を活用した多子世帯保育料軽減事業費助成金となります。補助金などの減少によるものでございます。

続いて、事業概要説明書は26ページになります。予算書は60ページをお願いいたします。中段になります。

3款2項2目児童措置費、01児童措置事業、0102児童手当支給に要する経費5億804万5000円、前年度比2450万円の減でございます。中学校修了までの間児童を養育している方に手当を支給するものでございます。対象児童数の減少によるものでございます。

続いて、予算書61ページお願いいたします。

3目保育所費、02保育所維持管理事業、0201保育所一般事務に要する経費360万7000円でございます、前年度比321万1000円の増。主な内容につきましては、教育・保育給付費等管理システム導入・運用保守業務委託330万円が新規計上となっております。民間事業者との給付手続やデータの連携等を管理することで、書類作成の簡素化や書類チェックが可能となり、本システムを導入し業務効率化と負担軽減を図るものでございます。

続いて、事業概要説明書は27ページをお願いします。予算書は66ページになります。下段になります。

3款2項4目児童福祉施設費、01児童福祉施設維持管理事業、0101民間保育所に要する経費4億8399万3000円、前年度比571万2000円の増でございます。市内の子どもが民間保育所を利用するに当たり、市が支弁する給付費となります。そのほか、保育対策総合支援事業費などの補助となります。令和5年度の給付費や補助金、それぞれの執行見込等を参酌し、増加を見込んでいますところでございます。

続いて、事業概要説明書28ページをお願いします。予算書は69から70ページをお願いします。下段になります。

3款2項6目放課後児童健全育成事業、01放課後児童健全育成事業、0101放課後児童健全育成に要する経費、1億7802万3000円、前年度対比549万5000円の減でございます。公設放課後児童クラブ運営にかかる委託料、民間放課後児童クラブの運営補助となります。令和6年度は放課後児童クラブ民営補助金が、補助対象経費の減少などにより減額となっております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子育て支援課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

それぞれの会計年度職員の人数、表で令和5年度と令和6年度の対比のやつをつくっていただけませんか。

○子育て支援課長（関 克明君）

作成しまして、後日提出させていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、ガルーンのほうで配付をさせていただきますので、そういうことで佐藤委員ご理解をください。

よろしいですか、その他は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

本日はこの第22号、次田中課長の健康増進課で、本日はこの程度とさせていただきたいと思います。

それでは、説明を求めたいと思います。

なお説明は簡潔にお願いいたします。

○健康増進課長（田中英昭君）

議案第22号 令和6年度かすみがうら市一般会計予算、健康増進課所管分のうち、増減があった事項について説明いたします。

まず、歳入について説明します。

予算書18ページをお願いいたします。

上から２段目、15款２項３目衛生費国庫補助金です。説明欄の下から２番目、母子保健衛生費補助金246万4000円です。施政方針にもありました生後１か月児の健康診査費用助成に対する国補助が34万円含まれてございます。補助率は２分の１です。

その下、出産・子育て応援交付金1633万5000円です。令和５年度当初予算では後期分の731万3000円のみ計上しておりましたので、大きく増加しているようになってございます。内容は補助率２分の１の伴走型相談支援事業と妊娠したら５万円、出産したら５万円の出産・子育て応援給付金です。こちらの補助率は３分の２です。

続いて、予算書21ページをお願いいたします。

上から２段目、16款２項３目衛生費県補助金です。説明欄の一番下、出産・子育て応援交付金466万7000円です。こちらも令和５年度当初では後期分のみ182万8000円でしたので、大きく増加してございます。内容は補助率４分の１の伴走型相談支援事業と、補助率６分の１の出産・子育て応援給付金です。

次に、歳出について説明いたします。

議案概要説明書29ページをお願いいたします。予算書は73ページになります。

保険関係団体等活動促進に要する経費について、大きく減少しています。これは土浦協同病院への補助金を令和５年度の3000万円から2000万円に減額したことが要因です。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費です。こちらも皆減となっております。令和５年度末をもって、国が実施する特例臨時接種が終了したため、皆減となりました。

続いて、事業概要説明書30ページをお願いします。

感染症対策に要する経費については、新型コロナウイルス感染症が５類に移行したことに伴い、関連する経費が皆減となりました。次の法定予防接種に要する経費、任意予防接種に要する経費については、ここ数年の接種状況を勘案した結果、実績に応じた予算計上となりまして、その結果減少しております。

事業概要説明書31ページをお願いいたします。予算書は74ページ以降になります。

健康づくり推進に要する経費については、令和７年度以降の健康カレンダーを広報誌に折り込む等、事業を整理したため減少しております。各種検診に要する経費についても、先ほどの予防接種同様、実績に応じた予算を計上した結果、減少しております。

事業概要説明書32ページをお願いいたします。

母子保健に要する経費については、歳入の部分でも触れましたが、施政方針にあります生後１か月児の健康診査費用助成を含んでおります。また出産・子育て応援に要する経費について、歳入の部分でも説明したとおり、令和５年度当初予算については、10月以降の後期分のみを計上しておりまして、令和６年度では１年間分を計上したため、大きく増加しております。

続きまして、予算書の58ページをお願いします。事業概要説明書には載っていない項目でございます。

３款１項８目後期高齢者医療費のうち、0101後期高齢者保健に要する経費3284万6000円が当課所管となっております。令和５年度は2283万3000円でしたが、後期高齢者数の増加に伴い、後期高齢者健診事業委託及び人間ドック補助金も増加しております。

続きまして、議案第22号に関する補足説明資料として提出した、かすみがうら市の母子健康手帳交付数及び出生者数の推移について説明いたします。

タブレットに資料が出ますので、少々お待ちください。

こちらは、平成23年度以降の母子手帳交付件数及び出生数について記してございます。ご覧のとおり出生数が毎年減少しております。参考でございますが、令和５年度につきましては、２月末の時点において、母子手帳172件、出生数が142件となっております。

[「なにになに」と呼ぶ者あり]

○健康増進課長（田中英昭君）

令和5年度の2月末の時点で、参考値ですので、母子手帳が172件、出生数が142人。

○櫻井繁行委員長

もう一度繰り返してお願いします。

○健康増進課長（田中英昭君）

参考値として、その表にない数字でございます。令和5年度の2月末の時点におきまして、母子手帳が172件、出生数が142人となっております。

○櫻井繁行委員長

それでは、以上で説明が終わりました。

健康増進課に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人副委員長

この土浦協同病院の助成ですけれども、たしか当初は期限付での助成だと思ったんですけれども、これいまだに続いているんですか。

○健康増進課長（田中英昭君）

最終年度は令和8年度となっております。

○櫻井繁行委員長

令和8年度までは継続ということ。ただ、1000万円減の2000万円と。

○矢口龍人副委員長

令和8年度までであるのに、3000万円を2000万円にできたんですか。どういうわけですか。

○健康増進課長（田中英昭君）

土浦協同病院への補助金は、毎年3000万円ずつ拠出してまいりましたが、効果が見えにくいなどの意見がありましたため、市全体の補助金の整理に合わせまして、令和8年度まで補助金を縮小していくこととしました。

○櫻井繁行委員長

効果が見えにくいというのは、どういった意見だったんですか。意見があったというのは。

○健康増進課長（田中英昭君）

監査委員などからご意見いただきました。

○佐藤文雄委員

関連してなんですが、それは基本的な約束ではなかったんですか。それは土浦協同病院との話合いで、1000万円削りますよ、で了解を受けるということだったんですか。

○健康増進課長（田中英昭君）

交付要綱に沿って交付してございまして、その交付要綱の中には予算の範囲内で、と記してございます。あらかじめ令和6年度につきましても、土浦協同病院と調整の上、2000万円で納得していただいたところでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

暫時休憩します。 [午後 5時32分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時32分]

それでは、引き続きお付合いをいただきたいと思います。

次に、議案第23号 令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

保健福祉部からは特に説明等ございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

健康増進課、田中課長よりご説明いたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

○健康増進課長（田中英昭君）

議案第23号 令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算、健康増進課所管分のうち、増減があった部分について説明いたします。

歳入について説明します。

予算書141ページをお願いいたします。

下から2番目の段です。4款1項1目保険給付費等交付金です。説明欄のうち一番下、特定健康診査等負担金973万4000円です。特定健診の受診者数に応じ、国の分も含め県から交付されるものでございます。受診者数の実績に沿って計上したため、前年度から92万8000円ほど減少いたしました。

次に、歳出について説明します。

予算書148ページをお願いいたします。

上から2番目、0101特定健康診査等に要する経費3422万9000円です。歳入でご説明したとおり、受診者数の実績に沿って計上したため、事業全体で前年度から133万1000円ほど減少してございます。具体的な数値としては令和5年度当初の2,800人に対し、令和6年度は2,500人の受診者数としております。

なお、補助率は国3分の1、県3分の1で、市負担は3分の1です。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは健康増進課に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

そうすると、健康診査のいわゆる目標値というのは幾らになっているんですか。

○健康増進課長（田中英昭君）

最終的な目標値としては50%を目標としてございますが、なかなかいきなり50%にも予算上はできませんので、令和6年度37%で計上してございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第23号 令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算についての質問が全て終結をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

○佐藤文雄委員

国保年金課に、段階別の保険料、各その例を示してくれというふうにして、ガルーンに上げるといったよね。それが幾ら見てもないんだよ。そういうのも出してもらわないと、この前私が例を指し示したでしょう。令和5年度の現行と、それから改定のやつです。それを出してくれと言ったでしょう。それが何でないんですか。そういうふうに、皆さん計算できないということではないと思いますが、基本的に、その表がなければ、実際にどのくらい上がるのかというのが、市民にとっては分からないんですよ。私はこれまで、均等割は近隣市で一番高いと言いましたよね。均等割は上げなかった。今度は所得割を上げる。これで払える国民健康保険になるのか、これが問題だと思うんですよ、近隣より高い均等割、今度は所得割も上げる。そして、払いにくい国民健康保険税にする。そして、20代、30代、40代、50代、70代、特に70代の人たちは、収納率は高いけれども、若い方はなかなか難しい。これでは、もうイタチごっこじゃないですか。こういう会計そのものが破綻していると言わざるを得ません。

本来であれば、私は破綻しないように、まず準備基金をしっかりと入れる。そして、上げない。こういうやり方が必要だと。どうしても、その後でお金は足りなくなったという場合は一般会計からの繰入れも考える、これが住民福祉だと思います。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 5時38分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時42分]

佐藤委員から反対討論がございました。議案第23号でございます。

その他討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行委員長

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

お諮りをいたします。

本日の委員会はこの程度をもちまして終了したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

よってそのように決定いたしました。

それでは、これをもって本日の委員会を散会いたします。

散 会 午後 5時44分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和6年第1回定例会議案審査特別委員会

委員長 櫻 井 繁 行